

社会資本整備審議会河川分科会（第24回）

2007年4月3日（火）

【事務局】 お時間となりましたので、ただいまより第24回社会資本整備審議会河川分科会を開催したいと思います。私、事務局を務めます〇〇と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、会議に先立ちまして、去る2月27日付で新たにご就任いただきました委員の方をご紹介したいと思います。〇〇委員でございます。

【委員】 〇〇でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】 それと、本日の委員の方々の出席状況でございますけれども、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、この4名の方はご欠席です。あと、〇〇委員は少しおくれて来られるようございますが、河川分科会委員の総数の3分の1以上に達しておりますので、本分科会が成立していることをご報告申し上げます。

引き続きまして、お手元に配付しております資料のご確認をお願いしたいと思います。1枚目に議事次第、2枚目が委員の名簿、3枚目に資料目次がございます。資料目次をご覧下さい。本日の大きな議題は2つございまして、中期的な展望に立った今後の治水対策のあり方について、それと一級河川の指定等について、その他ということになっております。それに従いまして資料ナンバーが振ってございます。中期的な展望の関係が資料1-1、1-2ということになっております。それから、一級河川指定のほうは2-1、2-2、2-3、2-4、2-5ということで5つございます。さらにその他ということで、土器川の関係が資料3というふうになっていると思います。よろしゅうございますか。不備がございましたら、事務局の方にお申し付け下さい。よろしいでしょうか。

それでは、ここで〇〇からごあいさつをさせていただきます。

【事務局】 委員の皆様には大変お忙しいところ、ご出席賜りましてありがとうございます。新年度に入りまして初めての分科会ということでございまして、今日のメインのテーマは「中期的な展望に立った今後治水対策のあり方」ということで、従来の5カ年計画に当たる社会資本整備重点計画というものをつくらなくてはならない年となっております、計画期間は20年から24年でございます。本テーマについては、これまで2回御審議をいただきました。今回で3回目でございますが、前2回はあまりお時間がなく、申し

わけございませんでしたが、今回は、多めにとっておりますので、ご審議のほどよろしく
お願いしたいと思います。このほか河川法に基づく一級河川の指定等々議題がございます
ので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

【事務局】 それでは、〇〇分科会長、よろしくお願い申し上げます。

【分科会長】 本日は委員の皆様方、ご多用のところご出席いただきましてありがとう
ございます。早速、議事に入ります。

初めの議題は「中期的な展望に立った今後の治水対策のあり方」、つまり新重点5カ年
計画の件でございます。本件については、去る19年2月27日の当分科会において、各
委員の方々から治水事業における今後の方向性等について自由なご意見をいただいたとこ
ろでございます。今回は3回目の審議となりますが、今後の治水対策の目指す方向につい
てご審議をお願いしたいと存じます。

それでは、事務局からご説明をお願いいたします。

【事務局】 事務局を担当させていただいております〇〇でございます。よろしくお願
いいたします。

それでは、お許しをいただいて、着席してご説明に入らせていただきたいと思います。

資料1-1をご準備いただきたいと思います。「中期的な展望に立った今後の治水対策
の目指すべき方向（たたき台）」というふうにしてしております。前回もお示ししたペー
パーでございますけれども、前回のご議論を踏まえましてバージョンアップをさせていた
だきました。まず、これをご説明して、もう1つの資料1-2の河川分科会説明資料を、
時間の許す範囲内でご説明をさせていただきたいというふうに思っております。

まず、資料1-1、目指すべき方向でございます。「安全・安心で美しい次世代型国土
づくりのために」というふうなサブタイトルをつけてございます。

まず、基本認識でございますけれども、これまでの治水対策は、災害に対して脆弱な国
土構造を有する我が国の発展を支えるため、長期的な視点から全国的なバランスを図りな
がら進められてきたと。今後は、特に昨今言われてございます気候変動等による異常気象
の増加傾向、それから本格的な人口減少社会、急速な高齢化社会の到来など社会経済の変
化の動向を踏まえまして、国土形成計画、こちらをあわせて現在進められてございま
すけれども、こういった新しい国土像を視野に入れつつ、治水対策の一層の重点化を図るこ
とが必要と。これを基本認識としてございます。

全体を2つの柱にまとめさせていただいております、1つ目、①にございます気候変

動等に備えた治水対策、もう1点が水辺空間の多様な機能の重視という2本の柱で全体の構成をさせていただいております。

1点目の気候変動等に備えた治水対策、特に予防対策の重視という観点でございますけれども、我が国の脆弱な国土構造、これに加えて先ほど申し上げました気候変動に伴う海面上昇とか集中豪雨の激化、こういったものから災害の多発が懸念されてございます。これに対応するためには、未然に防止・軽減する予防対策がますます重要という認識でございます。また、前回も今後の投資の見通しをご説明いたしましたが、今後、予防対策に割ける余力というのは小さくなってございます。こういった中で維持管理や更新にかかる費用の縮減を図るとともに、戦略的にストックの蓄積を図ることが必要という認識でございます。

この中を4つの項立てで設けてございます。1つ目の項立て、計画的・戦略的な治水対策の推進でございます。前回の分科会では、その四角の中に前回の分科会意見とございますが、高潮対策やゼロメートル地帯の対策は、災害だけではなくて、国土保全の観点からも重要というご指摘がございました。こんな中で、その一番下にありますように、気候変動に関する調査研究を推進する必要があるというふうに考えてございます。特に定量的な評価が重要だという認識でございます。

めくっていただきまして2ページでございますが、中期的に達成すべき目標と具体的な事業実施内容の明確化が必要という認識でございます。通常、河川整備計画にはおおむね30年で実施する事業実施内容が位置づけられていますけれども、今後、社会経済の負荷が本格化することに伴って、新たなストックに対する投資が厳しくなってくる。ある程度の余力がありますのが今後の10年間ということございまして、その期間内に達成すべき目標を明確化して、計画的・戦略的に事業を進めることが必要というふうに考えてございます。

また、より多くの新規投資を確保するためには、維持管理面において低コスト化や省力化を図る。このための新たな維持管理システムの構築が急務という認識でございます。

2項目目でございますが、整備目標の明確化ということでございます。前回の分科会意見では、災害復旧だけではなくて、被災した根本的な原因を把握して、全国的にも改善することが重要、元から絶つということだと思います。そういったご意見がございました。こういった中で、予防的対策への重点化ということと、再度災害防止の徹底というふうに2つの方向性を示してございます。

予防的対策への重点化という点では、人命被害を生じないような対策が最小限必要。それから、国民の生活や社会経済活動が深刻なダメージを受けることなく持続可能となるよう、それぞれの地域のレベルで守るべき機能を明確化して、重点的・集中的に対策を実施する必要があるという認識でございます。

また、再度災害防止の徹底でございますけれども、1度被災した場合でも同様な規模の洪水が発生した場合に、家屋や資産を再度被災させないための対策を徹底することが重要だという認識でございます。

1枚めくっていただきまして3点目でございます。地域特性を重視した多様な手法の選択ということでございます。今申しましたような整備目標に向けまして、いろんな手法を使って達成していこうという考え方でございます。前回の分科会の意見の中では、予算が厳しい中、道路事業を含めたいろんな事業と一緒に実施することが必要ではないか。それから、再度災害防止の考え方ややり方を改める必要があるのではないか。長期的な見通しを立てて、土地利用の誘導などの組み合わせ、こういったものが必要ではないか。それから、実際、災害が発生した段階では地元建設業者、これが減少しているということですが、その役割にもちゃんと目を向けるべきではないか。それから、地域と河川敷とのアクセスを改善する必要があるのではないか。あるいは市町村合併に伴いまして、災害対応が手薄となっているんじゃないか。こういうご指摘がございました。

こういったことに対しまして、幾つか柱立てをさせていただきます。

1つ目がハード施設の整備による確実なストックの蓄積ということで、当然、先ほどから言っておりますような気候変動等を考えますと、ハード施設の整備は依然として必要だと。その整備を着実に進めることが重要という認識でございます。また、気候変動に伴いまして海面上昇、こういったものがございしますが、高潮堤防だとか、下流の堤防の強化対策が必要ではないかということでございます。また、災害復旧への対応、あるいは再度災害防止、こういったことに要する投資が近年急増しているということで、予防的対策に充てる投資が確保できないというご説明をしましてまいりましたけれども、そういったところを確保するための措置が必要ではないかということでございます。

次が安定的な水利用の推進ということで、降水量や積雪の減少等に伴いまして、渇水が頻発することが懸念されますけれども、必要な水資源開発システムの整備を着実に進めるということとともに、例えばダム群連携とか、そういう既存の施設の有効活用、あるいは渇水調整ルールの見直し、未利用の開発水量の有効利用、こういったことを推進して、安定

的な水利用を確保する必要があるということでございます。

また、全国標準で行う、同じような対応をするということではなくて、地域特性に応じた対策も必要ではないかということで、従来の連続堤防や洪水調節施設、こういったものの整備に加えまして、輪中堤とか、二線堤とか、氾濫したエリアでの減災対策を講じる。それから、流域における流出抑制対策を進める。こういったことが必要ではないかという考え方でございます。また、下水道との連携も都市部で重要だという考え方でございます。

次はハード施設の整備とあわせて行うソフト対策ということでございます。ハードで整備をしても限界があるということございまして、先ほど申しましたような減災対策とともに、いろんな情報をしっかり提供して、そういったことで安全を確保するという考え方でございます。人命の被害の発生を回避できるハザードマップとか河川の水位に関する情報、さらには危険度情報をリアルタイムで提供する。こういうようなことで確実、円滑な避難を支援していこうという考え方でございます。

また、平常時からさまざまな危険度情報をお示ししまして、例えば災害危険区域の指定などによりまして、被害に遭いにくい住まい方への転換を図る。さらには、安全なところへの家屋移転を希望する者に対しまして、助成制度等の活用による円滑な移転を支援していこうという考え方でございます。

また、地域の防災力というか、防災体制をしっかりと確保するために水防団の高齢化が心配されてございますが、充実強化を図るとともに、地元の建設業者との持続的な協力体制を確保していく。彼らが持続的に健全な経営を続けられていくような環境づくりも含めまして、そういったことが必要だという認識でございます。

また、一般の住民の水害に対する意識をさらに高めていく必要があるという考え方でございます。

それから、災害時において国が果たすべき役割ということでございますが、災害対応の基本は市町村ということになってございますけれども、災害経験の少ない市町村では十分な対応ができないということで、技術者の育成とか訓練、こういったものを通じた技術力向上のために国が積極的に支援をすべきではないかという考え方でございます。

また、極めて大規模な災害を被った地域の復旧復興に当たりましては、非常に高度な技術力あるいは大規模な事業、こういったものが必要になった場合には、国が積極的に主体的な役割を果たす。あるいは、次のページにまいりまして、例えば先ほど申しました災害危険区域の指定を含めまして、水害に強い安全な地域づくりに向けましても、国が主導的

な役割を果たすことが必要ではないかという認識でございます。

一方、維持管理につきましても、新たな維持管理システムの構築ということで、前回の分科会のほうでは衛星等を活用した最新のテクノロジーの活用というお話もございました。

こういったことを踏まえまして、維持管理においては徹底した効率化が必要という認識でございます。管理のための要員、これは公務員の場合には定員削減というのがかかってくるでございますけれども、要員の削減の中で必要な管理水準を確保するためには、新技術の導入とか、工法の見直しとか、徹底的なコスト縮減・省力化が必要だということでございます。

また、長期的には予防的修繕という概念を入れまして、施設の徹底した長寿命化、こういったものを図っていくことが必要だと考えてございます。

また、「新たな公」というような話が国土形成計画の中でも議論になってございますけれども、地域の住民や地域のNPO、地域の企業、こういった方々にも河川管理に積極的に参画していただくということも重要なことというふうに考えてございます。

また一方では、維持管理システム全体を高度化するという観点から、新技術の導入が必要という認識でございます。洪水時におきましても、あるいは平壌時におきましても、いろんなセンサーとか、監視装置とか、いろんなものを駆使しまして情報の収集分析を行い、発信をするということが重要だというふうに考えております。

特に県が管理されているような中小河川では予測ということが十分できておりませんので、そういったところもレーダー雨量計の予測とか、そういったものを高度化して、予測精度の向上を図っていくことが必要だというふうに考えております。

次のページにいきまして、さらには最新のいろんなデジタル通信システムとかGIS、ICタグを活用しましたユビキタス・ネットワークシステムとか、例えばWeb 2.0とか、いろんな新しいシステムを駆使しまして、情報について地方公共団体、あるいは地域の住民の皆さんと双方向で共有したり、必要な情報をリアルタイムでとれるようなことも実現することが必要と考えておりまして、「次世代型河川管理」の姿を明確化し、実現するための調査研究を推進する必要があるのではないかと考えております。

ここまでが気候変動に備えた治水対策についての説明でございました。

2つ目の柱で水空間の多様な機能の重視ということをうたってございます。ここでは高度成長期を通じまして、限られた予算を効率的に活用することを優先したということもあ

りまして、河川が個性を失い単調化し、河川の存在が人々の意識から遠ざかるとともに、動植物の生息・生育空間の場としての機能も悪化してきたという認識でございます。

こういったことを踏まえまして、自然再生を含めまして川の持つ多様な魅力を取り戻していくことが重要というふうに考えてございます。今後、投資余力が減少していく中で、長期的に見て最小限回復しておくべきことを機能、役割という観点で総点検しまして、戦略的に機能回復を行っていくことが急務ではないかというふうに考えてございます。

ここは2本の項立てをしてございます。

1点目が地域の個性を育む、うるおいのあるまちづくり・地域づくりということでございます。前回、意見がございましたけれども、治水とまちづくりは相反する面もあり、治水対策とまちづくりとの連携の位置づけ方の工夫が必要というお話がありました。今のところの表題もおそらくまちづくり・地域づくりとの連携とか、地域づくりへの支援という言葉をちょっと足しておかなきゃいけないんだというふうに思っておりますけれども、そういう認識のもとに、例えば川で活動する人材の育成や連携を強化することが重要であり、「川の駅」を推進しようとか、水辺の文化を大切にされた良好な水辺空間を整備・復元していこうというお話がございました。

7ページにまいりますけれども、美しい河川空間の再生ということと地域と一体となった取り組みの強化という2つの柱で、ここではご説明をさせていただいています。

都市部では、特に高度成長期に整備した施設が今後大量に更新時期を迎えるということから、これを好機ととらえて、にぎわいの場として、美しく品格のある河川空間にリニューアルしていく必要があるのではないかというふうに考えてございます。

また、河川を地域のにぎわいや観光の拠点として活用するまちづくり・地域づくりを積極的に支援していくために、地域の発意に基づいて、美しく、歴史文化の薫る質の高い川づくりを進めていこうという方々には、積極的にまた応援をしていこうというふうに考えてございます。

地域といった取り組みの強化ということでは、観光という観点や、先ほどもございました「川の駅」というものをベースとした周遊とか、そういったような活動を進めていくという観点でネットワークの整備を進めていきたいと考えております。

もう1点の柱でございます自然豊かな河川空間の再生ということでございますが、前回の分科会では健全な水循環に関する取り組みの推進というお話がございました。

ここでは2点挙げてございまして、動植物の生息生育する場の再生ということで、河川

の整備にあわせまして、川の持つダイナミズムを活かして、本来、川が持っている自然豊かな多様な河川環境を再生するというのと、上下流方向、横断方向、あるいは河川と流域との連続性の確保を進めていく必要があるというふうに考えてございます。

また、水や土砂等の循環システムの再生ということで、土砂移動の分断で海岸線の減退とか、河床の低下とか、河床の環境の変化とか、そういったことが言われてございます。これにつきまして土砂移動を進めるための総合的な対策に着手するというのと、もう1点、8ページでございますけれども、都市部における水循環の健全化ということで、安全な飲み水の確保という観点で水道水源、あるいは閉鎖性水域の水質改善、こういったものを図るために、健全な水循環システムを再構築していくということを考えてございます。

以上が、中期的な展望に立った今後の治水対策の目指すべき方向ということでのたたき台のご紹介でございました。本日のご議論の参考にしていただければ幸いです。

次、追加的な説明を資料1-2を使いまして、説明させていただきたいと思います。時間が限られてございますので、簡単にはしりながら説明をさせていただきます。また説明の不足したところをご質問対応ということにさせていただきたいと思います。

1枚めくっていただきまして、河川行政の課題と今後の方向性。今申しましたたたき台でもご紹介した項目が並べてございます。

1枚めくっていただきまして3ページでございますけれども、整備目標の明確化ということで、まず1つは予防的対策への重点化というのが重要な視点だと考えてございます。人命被害の回避、それから社会経済活動に深刻なダメージを与える大きな影響、大きな被害、こういったものを回避していこうということが重要なポイントだというふうに考えております。また、それに加えて、再度災害防止の徹底ということで、災害復旧に併せまして再度災害の防止、ここまでしっかりやるということを考えてございます。

4ページでございますが、ただいまの人命被害の回避ということでございますが、水害につきましては、浸水被害で人命に影響が出ることは少ないのではないかとこの見方が増えてございますけれども、実際のところ破堤とか、そういったことが起こりますと、津波に襲われた地域のように、まるでこういうふうに家が壊滅的になって破壊されてしまいます。これは平成16年の豊岡市の例でございまして、上のようなところで破堤した結果、下にあるような状態になってございますけれども、こういった人命被害を回避することが最優先というふうに考えてございます。土砂災害でも同じでございまして、土砂災害で人命が奪われないように、しっかりと対応をすることが重要だというふうに考えてござ

います。

5ページ以降は大きな社会的な影響というご紹介でございまして、5ページ、6ページは前回の資料でもご説明をいたしました。

7ページ、再度災害防止の徹底ということでございますけれども、同様な出水があっても再び浸水被害がないようにという考え方でございますが、これは平成18年の鹿児島の川内川とか、平成16年の京都の由良川とか、こういったところで大きな浸水被害がございましたけれども、その浸水を解消するためのいわゆる激特事業、激甚災害対策特別緊急事業というのを川内川で実施してございますし、由良川のほうでは緊急水防災対策ということで、浸水家屋の解消を目指して対応してございます。このように再度災害防止も非常に重要なことという認識でございます。

次の8ページにまいりまして、前回、再度災害防止の考え方がこれまでのままでよいのかというご指摘があったというふうに思います。災害対応の考え方でございますけれども、大きな被害がありますと、堤防とか、護岸とか、公共土木施設が被災する。これに対しましては通常、災害復旧事業とか、改良復旧事業で対応いたします。改良復旧事業というのは、破損した施設をそのまま復旧しただけでは、再び大きな出水があったときに大きな被害が出るということで、例えば河川の疎通能力アップをあわせて行うなど、改良を加えた復旧を行うというものでございます。これらはいずれも一般会計の補正予算などで対応されるものでございます。

一方、土木施設の被害は小さくても、家屋や資産の被害が非常に多いというケースもあります。水があふれて、たくさんの家屋が浸水したという例もありますが、これらにつきましては先ほど言いました公共土木施設災害の復旧というものには当たらないで、河川改修事業で対応するという事になってございます。特に大規模で緊急的なものにつきましては、激特事業、あるいは床上対策、復緊といたしまして、上流の改良復旧とあわせて行う下流の安全度対策、こういったもので対応いたします。それらの事業に該当しない場合は一般の改修事業で行われるということで、いずれにしましても大きな災害が起こって、それに対する対応を行うときに、右のような事例ですと、治水の当初予算、こういったものの範囲内で行わなくちゃいけないということで、全体の予算の圧迫につながっているということでございます。

次に、9ページから地域特性を重視した多様な手法の選択ということでございます。

左側でございますけれども、洪水氾濫域減災対策ということで、連続堤防による従来の

整備手法では非常に時間がかかってしまうというケースで、従来の方法のみでは整備に時間を要するというので、例えば二線堤といたしまして、あふれていってももう1つ先にある堤防で、そこから氾濫していくのを防ぐという概念の堤防みたいなものをつくりまして、地域、例えば家屋はそれで守るとか、そういうような概念の整備も現在進めておりまして、平成19年度の新規予算制度で、市町村がこういった二線堤の整備ができるようなことも支援してございます。

こういった場合には、氾濫区域は災害危険区域などに指定しますが、その例が下書いてございます。これは伊勢湾台風を踏まえまして、左は名古屋の臨海部でございしますが、深い浸水が予想される場所では建物の建築規制をしようということで、木造を禁止するとか、居住空間は2階以上にするとか、いろんな規制をそのエリアごとに決めている例もございます。

1枚めくっていただきまして、今のような施策とソフトを組み合わせる必要があるということで、ハザードマップの全国整備とか、土砂災害警戒区域の指定、こういったものも行っております。

11ページでございしますが、ソフト対策としましては、地域の防災力の向上ということも大事で、こういった訓練とか、水防演習も行っております。

12ページは被害に遭いにくい住まい方を進めるという観点で、災害のおそれのある地域から移転していただくことに関連した補助制度でございします。2つありまして、がけ地近接等危険住宅移転事業というもの、防災集団移転促進事業というもの、こういった2つの制度がありまして、例えば災害危険区域に指定されたがけ地周辺の危ないところにおられる方は、左の制度で、自治体が事業主体となって移転をしていただく。あるいは右側のほうですと、やはり自治体が事業主体でございしますが、集団移転を促進するためのこういう枠組みで移転をしていただくという制度ができ上がっております。

次に、13ページでございします。前回、ちょっとご説明しました地元の建設業者が地域防災力に果たす役割ということでございします。

災害時の応急対策というのは、地元の水防団なんかも出ますが、大きな機械を用いた対応というのは水防団では限界がございします。そういったときには災害協定等に基づきまして、地元の建設業者さんなんかこういう対策を実際に現地でやられた。ここにありますのは宮崎県五ヶ瀬川で大型土のう、向こう側に小さな土のうがありますが、これは水防団が積んでございしましたが、対応がそれではだめだということで、大型土のうを地元

の建設業者さんが並べている状況でございます。

また、災害でやられたところの緊急復旧、これも建設業者さんと災害協定を結んでおりまして、直ちに現地に入っていただいて、洪水が引くか引かないかぐらいのときから対応していただいております。

また、ゴミや家庭内の土砂除去、これは実際にボランティア活動で、地元の建設業者さんがこういったことも、自分たちの持っているいろんな設備を使っているという例もあるということでございます。

建設業協会と都道府県との災害協定は右側の真ん中の欄にございますけれども、ほとんどのところで災害協定を結んでいます。整備局も全整備局がこういったところと結んでおりまして、即座に対応していただくことにしてございます。

ただ、心配なのは、建設業に従事する者の減少傾向と右の下にございます。減少度を示していますが、これはたまたま平成9年と16年の比較になってございますけれども、北海道、中国、四国では18%以上の減少、その次のところも15%の減少ということで、こういう地域の防災を支えている業者さんが減っていくのは非常にしんどいことだというふうに思います。

次のページでございます。今度は重機の関係でございますけれども、左の下にございますが、建設機械の購入状況でございますけれども、最近見ていると、リース業者が購入しているのが増えていて、建設業が購入しているのが減っています。右側にありますのは高知県内の建設業者が保有する重機の保有状況でございますけれども、広域災害が起こったときには、それぞれの地域で自分で立ち直るとというのが基本だと思うんですけども、地元の業者さんがこういった機械をきっちり保有して、何かあったときに対応できる状態にないといけないと思うんですけども、それがおそろかになりつつあるということでございます。

上が災害時に活躍する建設機械ということでございます。真ん中、あるいは右側のところで重機が動いておりますが、重機を運転している方々は自衛隊の制服を着ている方々ではありません。これは一般の方はひょっとして誤解しているかもしれませんが、自衛隊員の方々の中で活躍している重機を動かしている方々は、地元の建設業者のオペレーターの方々でございまして、こういったときに大変危険なところに出ていっている彼らの活躍を見逃してはいけないというふうに思います。

彼らの話を聞いたことがあります、地元の人たちからお金をもらってやっているんだ

から、当たり前じゃないかというふうに言われるようなことを彼らはちょっと懸念しておりますが、よくよく考えると、自衛隊の方々も消防の方々も同じように給料をいただいて仕事をしていることに違いはないのではないかとこのように思っております。

次、15ページでございます。国の役割という観点でございますけれども、国のほうが圧倒的に機動力を持ってございますので、市町村や県と連携して対応する必要があると思っております。

16ページでございますけれども、中越地震の際にはご承知のとおり、大規模な河道の閉塞がございましたけれども、これは直轄事業で、県からの要請を受けまして緊急的に行いました。大きな被害とか、技術的に難しい被害が発生したときには、国が出動するというのが重要なことではないかというふうに思っております。この中越地震では国道291号だったと思いますが、県管理の国道も直轄代行に切りかえまして、完成をさせていただきます。

17ページは能登半島地震のときの国土交通省の緊急対応でございますけれども、内閣府が現地本部を設置しましたが、そのおぜん立てをしたのが国土交通省の金沢河川国道事務所でございます。直轄のほとんどないエリアでございますけれども、左側の下から3つ目にあります北陸地整が災害対策現地支援センターを設置しまして、対応してございます。自治体のほうは、避難されている方々への対応、あるいは被災者への対応が中心になるんですけども、現地の復旧とか、そういったものをこういったところで支援するというのをやっております。

18ページからは管理の話でございますが、維持管理を粛々とする必要があるわけでございますけれども、今後につきましては定員削減というのがかかっておりまして、平成4年に比ますと、平成17年度で13%減の人員削減になっています。予算は大体同じぐらいの水準でございますけれども、アウトソーシングで対応するにはもう限界だということでもあります。

19ページは飛ばします。

20ページから、アウトソーシングだけでは対応できないということで、予防的修繕、壊れてからではどうしようもありませんので、予防的に点検をしながら適宜修繕をしていくことによって長寿命化を図るということで、維持管理費の低減とか、省力化に力を入れてございます。こういう設備系、ポンプとか水門についてもやっておりますし、次の21ページ、コンクリート構造物においても同じような考え方で、予防修繕で長寿命化を図

っています。

また、22ページでございますけれども、河川の維持管理計画というのも新たに策定することにいたしまして、効率的で効果的な維持管理を今試行しているところでございます。

23ページでございますけれども、今申しました維持管理計画に基づきまして、予防的修繕と組み合わせていくと、10年間で約350億円ぐらいのコスト縮減が達成可能だというふうに見てございます。

24ページからでございますけれども、河川管理をより効率的・効果的にやるために、もうちょっと新技術を使っていこうということでございます。1つは、24ページにありますように、河川情報をどんどんいろんな形で一般の方々、あるいは市町村、災害防災の担当者、こういった方に提供を始めてございます。

25ページでございますけれども、そういった技術を支えるいろんな情報の基盤、あるいはコンテンツ、こういったものの整備も進めています。光ファイバーは全国の河川で1万3,300キロ、道路とあわせると、3万キロを超える光ファイバーを国土交通省では保有してございます。

また、CCTVカメラというテレビカメラで遠隔的に管理を行うものでございますけれども、河川で7,100基設けてございます。そのほか、センサーといたしましてはレーダー雨量計が26カ所、水位計が1,800カ所、雨量計が3,000カ所、水質計が300カ所、こういったものを我々の情報のコンテンツとして整備してございまして、そういったものを活用しながら、管理の高度化に活用しようというふうに考えております。

また、最近ではテレビの画像分析で水位、流量を算出するとか、光ファイバーセンサーを活用するとか、ICタグを活用しまして、その位置情報みたいなものを共有できるようなことをする。こういったこともやっております。

26、27ページは、そういう災害情報の共有を統合化したものでございまして、26ページがリアルタイムで情報共有をするシステム、27ページがデータベースを共有するシステム、こういったものも現在、整備・構築中でございます。

28、29ページは都市部における水辺の回復ということで、これは前回ご紹介しましたので、ご説明は割愛させていただきます。

30ページからが自然豊かな河川空間の再生ということでございます。河川空間の再生という観点では、水域の連続性の確保、健全な水循環・土砂移動の連続性の確保、右にまいりましてその川らしい自然環境の保全・再生、多様な場の保全とか、自然再生とか、そ

ういったものが重要だという認識でございます。

1枚めくっていただきますと、その具体的な方策と申しますか、方向性といたしまして2つのご紹介をさせていただきます。「多自然型川づくり」から「多自然川づくり」へということで、環境は内部目的化というふうに言ってございまして、自然と調和した川づくりというのは当然行うべきものということなんですけれども、そこの認識をしっかり変えていくということもありまして、「型」というのを抜いて、「多自然川づくり」というふうな方向に転換を図ろうとさせていただきます。

また、右側でございますけれども、河川のダイナミズムの復元というのは非常に重要でございます。ダムの容量をうまく活用しまして、弾力的管理でフラッシュ放流とか、いろんなものをやまして、川の機能回復にも役立てています。そのほかにも、自然再生の取り組みはさまざまな取り組みをやってございますけれども、本日は時間の関係もございまして、説明は省略させていただきます。

最後に32ページでございますけれども、河川環境管理の高度化ということで、先ほどの情報化の話とも関連いたしますけれども、河川では河川水辺の国勢調査というのを平成2年からやっております。河川の環境の把握に役立ててございますが、全国の直轄河川を5年で一巡するように全国を6項目の調査をしております。これをGISと組み合わせるといのは最近やっておりますことで、これによりまして、例えば右にあります環境情報図みたいなものを1つのアウトプットの例として、我々は保有できるようになりました。こういったものを、例えば河川工事をやる際に、どの部分をさわると問題があつて、どの部分が影響が少ないかというふうに考えてやったり、河川空間の管理の際に、どこのエリアが重要なところなのかということも考えながら対応しているということでございます。

ちょっと長くなりましたけれども、補足説明をさせていただきました。

以上でございます。

【分科会長】 ありがとうございます。それでは、これから討議に移りたいと思っておりますが、ご承知のとおり、重点計画は安全という問題と暮らしという問題を分けていますね。きょうのご提案も、たまたま安全問題と利用問題という2つに大きく分かれています。順序を問いませんので、これからの質疑あるいはご討論はどこからでも結構でございますので、ご自由にご発言をいただきたいと思っております。どうぞ。

【委員】 ○○でございます。しばらく欠席して、浦島太郎になっちゃったような気持ちなんです。河川法を改正しまして、環境が河川の総合的管理の中に取り入れられ

たと。大変よろしいことなんです、私は久しぶりに来てみて、今、〇〇さんからご説明いただいた資料1-2、何と30ページあるうちで環境に触れたのはたったの後ろの3枚きりで、しかもその3枚というのは大した内容もなく、こんなもので大丈夫なのか。例えば30ページのその川らしい自然環境保全って、その川らしいってどういうことなのか、多様な生物の生息環境となる良好な湿地環境の保全って、良好な湿地環境ってどういうものか。これはまるっきり絵にかいたもちで、こんなもの書いたってへの役にも立たないと私は思うんです。

それで、いつも私は皆様の治水のほうの委員の方が言うのを待っていて、時間が終わると駆け込むように、終わると困るから細々と言うんですが、それをやめて、きょうは一番に手を挙げて言うんですが、要するにこうなってしまう一番の理由は環境目標というものがしっかりしてないんだと思うんです。

これを申し上げるのは、中期的な展望に立った今後の治水対策が目指すべき方向というのは非常に大事なことで、今、ここで落としちゃうと、例えば中期の問題のときに落とされてしまうから私は言うんですが、単に自然豊かな河川空間の再生というだけではなくて、もう一步踏み込んで、そういう自然豊かな河川空間をつくるために環境目標の設定について努力するんだとか、もう少し踏み込んでやっていくんだという意気込みをぜひ盛り込んでいただきたい。

河川環境課は河川環境目標委員会というのをつくって、14回もやってきたわけですよ。その14回やってきたのが一体この中にどういうふうにいるのか、僕はさっぱりわからない。事務局にちょっと説明していただきたいんですけども、一体何のために14回か15回もあんな会議をやったのか。僕は非常に悲しくなるんですね。どうですか。

【分科会長】 どうですか。厳しいご指摘がありました。

【事務局】 〇〇でございます。今、〇〇先生が言われたのはもっともでございます。今、河川環境目標の委員会はもう十数回、この前、とりあえず一応閉じさせていただいて、それまでの成果をまとめようということで現在準備中でございます。そういった成果がまだここに十分反映されてないということは、非常に申しわけないと思っております。先生が言われますように、ここではまだ全然反映されてないんですけども、私ども河川管理者として、例えばある特定の貴重種を守ることが、すなわちその川の自然環境を守ることじゃなくて、貴重種をはじめとするさまざまな動植物が生息、生育、あるいは繁殖する場

としての河川環境を保全することが非常に重要だというふうに考えているところでございます。

〇〇先生は日ごろからその川の自然な流況を復活させて、洪水による攪乱、すなわちその川の自然の力を残すことが、河川の生態系にとって重要な意味を持つというご意見であることも承知しております。そういったきょうの資料で、先生の思っておられることが反映できず非常に申しわけなく思っておりまして、次回に向けてさらに盛り込みたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

【委員】 結構です、それで。それは期待していますが、この河川分科会の説明資料の横長の1-2は整備目標の明確化とありますよね、2つ目のポチに。整備目標の明確化というのを、河川環境目標の明確化なんてとてもすぐにはできないと思うんだけど、それを目指すという意気込みぐらいは書き込んでほしい。そうしないと今までの努力が途切れてしまうと私は思いますので、一言申し上げました。

【委員】 大先輩が言ってくださったので楽にしゃべれるので、私も環境のことでほんとうに気になっていることを2つほど。

資料1-1の6ページ、その後、資料1-2の河川的环境にかかわるところに、キーワードとして動植物の生息・生育空間、生息・生育ということが出てくるんです。場合によっては生息という言葉だけが出てきたりするんですが、従来、河川局の発行している文書というのは、動植物の生息・生育、あるいは生息・生育空間ということで統一されてきたんですけれども、多自然川づくりの議論の中で生息・生育・繁殖と。繁殖を入れようという議論になって、そういう提言になっております。

これは単純な言葉のつけ加えではなくて、特に都市の河川等で、例えばこの魚はもうちょっと努力したら住めるようになるんじゃないかというときに、全体の水質改善を図ろうとしたらものすごい金がかかる。でも、よく調べてみると、親は十分暮らせる水質だけれども、繁殖の場所を全部壊しちゃっている。繰り返し、繰り返しそういうことが行われてきているんです。現場で河川の工事をする人たち、計画をする人たちにも、繁殖場所は特別に注意しろという意味でも繁殖は入ったほうがよろしいし、選択と集中という思想にもかなうものですから、これはぜひすべて文章を動植物の生息・生育・繁殖としていただきたいと思います。いろんな理屈があることはあるんですね。生育の中に実は繁殖は入っているという議論もあるんですが、それは専門家だけの議論でありまして、普通の人にはわかりませんから、ぜひ統一していただきたいと思います。

それからもう1つ、〇〇さんの今の話にも絡むんですけども、私はずっと高水敷の問題とか、水際の方が気になって気になってしょうがなく、高水敷、水際というのは土手の本体と絡んで、治水対応ということで予算化されているために、特別なことがない限りは、生物多様性の保全、回復の場として予算執行されることがないんです。例えば都市河川だと、高水敷は草刈りもしないことになっています。土手は堤体保全のために草刈りが入る。ただ、実際、生育・生息・繁殖というふうに絞ってみて、とんでもなく重要な動植物がいる場所がわかった、あるいは水際がある。その水際を守らないと貴重な魚が苦しいよと。そういうときにそこに予算投入ができないんです。僕は高水敷の多自然・多機能管理というんですけども、そういうところにいろいろ柔軟な枠組みがあつてよいかとは思いますが、ただの河川整備ではなくて、多自然をしっかりと意識した、生息・生育・繁殖を意識した予算投入ができるような方向をぜひ入れていただきたいと思います。

それからもう1つ、手短かに申しますが、これは1-1の4ページのところに地域特性に応じた対策ということで、流域における流出抑制対策を推進とあるんですけども、沖積地が非常に底辺なところだと、遊水対策というのも極めて重要で、遊水対策と流出抑制がしっかり区別のつかないような都市計画上の工夫って、大げさに言えばたくさんあるんです。だから、もしここが問題なければ、流出抑制並びに遊水対策という形で、ほんとうは都市計画と連動した総合的なのを言いたいところですけども、入っているといいかなと思います。

【委員】 今回でなくていいんですが、次回以降、表紙の1-1に対応する参考資料のほうは、これまでいろんな河川の事業をやってこられていますので、分母がどれだけあつて、どこまでやってきたんだ。残りはどれだけあつて、金もどれだけかかるんだというような資料が欲しいと思います。

そのときにあまり大きくくくらないで、例えば先ほどの環境の議論でしたら、川の中の面積が全部で幾らあつて、レベルワンをクリアしたのは何%で、その目標は幾らにするんだみたいな、そんな話はまだ決まってないんでしょうけれども、そういうぐあいにしないと、この羅列的な話からなかなか脱しないという気がいたします。

1点だけ非常に細かい話をいたしますが、資料1-1の7ページに白砂、要するに浜が喪失しているというところに、ダムや砂防ダムで土砂を貯めることによってとはっきりと書いてあるんですが、それもないことはないんですが、最近の研究で昭和40年代の砂利採取が非常に効いたとか、漁港の突堤が影響しているとか、かなりわかってきています。

そういうものも含めて書かないと、土砂を流せば終わりだみたいな間違った結論になるんじゃないかなと思います。

【委員】 3つほど申し上げたいと思います。

今日の話は、こういう中期的な展望に立った今後の治水対策という話なので、治水のあり方、展望を書くのは当然なんですけど、私には、どうも何かが足りなく感じます。その第1点目です。私は大学にいて感じるのは、国土保全とか防災に関心のある学生が減ってきているということに対して大変不安を感じています。将来の治水問題を支えていくべき技術者集団も含めて、世の中全体として国土保全はどうあるべきかについて、考える若手が減少してきています。国土保全だ、防災だというものについてどうやって世の中の人に知らせるのかとも関係し重要であると思います。

この資料には住民とか、建設業者とか、治水と関係する人々について書いてありますけれども、中期的、長期的に河川技術を支えていく人たちをどう作っていくんだという最初の重要なところを、きちっと考えていただきたい。それは私ども大学人の役割ですが、防災関係の最も大きな組織である国土交通省河川局を含め、そういった人材育成をどう考えているんだろうかということが気になります。

かねがね申し上げているんですが、自分らに直接関心のあることばかりが出てきちゃう。もちろん中期的な治水計画ですから、それは必要であると思いますけれども、防災問題のエキスパート官庁としての国土交通省は、どうしようとしているのか、人づくりも含めてどうするのということが、どこか前段に出てきてほしい。それが治水問題と密接にかかわりを持つということで、もうちょっと大きくとらえていただきたいというのが1点目です。

2点目は、技術の専門性をどう考えているんだろうかと。河川の技術というのはそんな簡単には学べないわけです。私も40年来ずっと川のことについて、いろんな人に支えてもらいながらやってきているんですが、まだまだ自分がわからないことはたくさんあるわけです。どんどん境界領域が広がってきて、境界領域が広がったことをもって河川の役割がどんどん広がっているという言い方もできますけれども、基本的に一番大事なところは何なのかという、治水問題についてどこが大事なのかということがあると思うんです。河川技術の専門性というのは非常に大切で、ここところが形骸化してくると、具体的に動いているものがほんとうにいいんだろうかと思うことを、私はたびたびこのごろ経験しています。専門家でない人が専門家のような顔をしてやっているところもある。はっきり申し上げればそういうことなんです。

もちろん組織として、国としてどうするのかというのは必要なんですけれども、河川の専門性、技術の専門性を問われるところについては、ちゃんとした仕組みをつくっていただきたい。これは中期的な展望というものにまさにかかわってくることなので、ぜひお願いしたいというのが2点目です。

3点目は、気候変動等に備えた治水対策という章がありますよね。資料1-2の表紙を見ていますと、その中に4つポツがあります。新たな維持管理システムというか、新たな新しいインフォメーションのようなものとか、コミュニケーションのようなものを使ってやる。これは当然で、人も減りますから、どんどんそういうことは取り込んでいただきたいんですが、これ以前に、これまでの治水技術の体系化をどう考えているのかということです。すなわちこれまで随分いろんなことがやられて蓄積されてきたんですが、技術の問題点も明確になっているわけです。明確になっているんだけど、その明確になったところの課題をどうやって解決しようとするのかの方向づけが不十分に思います。維持管理が重要になると言いますよね。技術の専門性が大事だと申し上げました。我々大学人も含めて、そういったことを新しい技術と一体的にどう考え、意味のあるものにしていくのかというのは大変大事になります。

そのときに、これまでの技術の体系によって、新技術に頼らないでできることって幾らでもあるのに、それを学べるような仕組みが出来ているのであろうかということですよ。もちろん研修の場があったり、現場があったりというのはあるんですけれども、指導者も含めて、みずから学ぶ体制も含めて、その動機づけも含めて、どういうふうに行うかということというのは私は極めて大事だと思います。何も新しいことを次々とつくり上げていくんじゃなくても、今までの問題点を解決することをやれば、安全・安心というのはかなり確保されてくるはずなんです。

それプラス、これからいろいろやりましょうということで、ここに書いてあることは、私が申し上げている3つの問題点の先を書いているような気がします。3つのものがちゃんとあって、その上でこういうことをしっかりやりますというようなものにしていただきたいなと思っています。

先ほど〇〇委員が言われた土砂の問題、これは、環境にも大きく関係があるんです。土砂問題の解決は大切です。技術の体系化という中で、砂防と河川と海岸という仕分けをするんですけれども、一連のものなんです。ほんとうにこれがうまくつながっているのか。つながる努力をこれからやる、「着手」と書いてあるんですよ。改めて着手しな

くたって前からやっているものはたくさんあるし、どこが問題なのかということを確認に
することのほうが大事で、そこが着手だろうと思うんです。そういったことをもう少し検
討していただきたい。地道なところをもう1回練っていただきたいというのが私の希望で
す。

以下、本文に書いてあることにつきましては、こういう方向でやっていただければよろ
しいと思います。

以上です。

【委員】 私も3つぐらいあります。最初に〇〇委員が言われたことに関連して、我々
の分野の若い人も含めた研究なり、技術者育成という問題ですけれども、僕は必ずしもこ
の分野で減っているとも思わない。おもしろいところにはどんどんいっているんです、実
は。だけれども、おっしゃるように、ほんとうに重要な土砂の輸送とか、そういうところ
に必ずしもいかない、それをどうやってそちらを向かせるかということですが、こ
の委員会とは別に、社会資本整備審議会と交通政策審議会の合同の技術部会で技術開発の
重点化の議論をしています。そこでも申し上げたんですが、国交省にはいろんな分野があ
って、それ全体で議論していてもなかなかうまくいかない。というのは、道路と河川では
全く研究の仕方、予算の付け方も違うわけです。特に河川で見ると、今の河川管理、あ
るいは国土管理、水を中心にしたものについて指定課題を設けて、大型研究費の予算化を
すべきだと思います。それも国土交通省が研究者、技術者、民間も含めて。それをみずか
らの予算でやるということをぜひやってほしいんです。

道路は道路特会の財源があるから、そうした大型研究をやっているんです、実は。河川
に関係する大型研究の具体例を上げれば、総合科学技術会議の環境分野で水物質循環と流
域圏というのが重点課題になって、振興調整費がつかしました。それで、それに応募して、
今、名大の辻本さんが代表者で伊勢湾流域を対象にして、自然共生型流域圏マネジメント
へ向けての研究を始めています。これは今、〇〇さんがおっしゃった流域の上流から中流
都市域、それから伊勢湾と沿岸域まで含めて、生態系サービスという概念を中心として環
境の保全・回復、自然との共生が主題です。生態系サービスというのをもうちょっと具体
化して、環境アセスメント技術にしようというんですけれども、これは今おっしゃった全
体を含むようなことで大型予算がついて、いろんな分野の研究者が集まってやっているん
です。だけど、これは文科省の科学技術振興調整費でやっているの、その種のことをみ
ずからの指定課題をつくって、研究者なり技術者なり、民間を統合するというようなこと

をぜひやっていただきたいと思います。

それとはちょっと違いますが、気候変動に関する調査研究の推進というのが書いてあるんですが、ここでも実は具体的なものとしては、今年から、これは文科省がこれまた中心なんですけれども、RR2007というので、日本の気候モデルは非常にすぐれています。この2～3年で極めて高解像度になっています。そのモデルの改善とともにその出力を使って、わが国の洪水・高潮・渇水などの極値現象の評価に対するアプリケーションにどれだけ役立つかということ、これも公募で応募して、実は国総研がこれに応募しました。

というのは、日本の全球気候モデルは、これから5年間の間でこれまでよりも解像度が、ちょっと数字は忘れましたが、数キロオーダーに上がってくる。そうすると、日本の近辺で起こることがかなりの精度で再現できる。その出力を使って、災害に関係したものを日本ではどうなるかという評価をしよう。おそらくこれがこの分野の研究としては最先端になると思うんです。モデルのほうは気象屋がやるんだけど、評価のほうはまさに河川関係、水文関係がやるんです。

これは実は国総研が応募したんですけれども、予算が限られていたので、国総研は何らかの形でそれに関与する。予算はむしろ国総研なり国交省が持ち出して、それに参加するという方向で整理がついています。ぜひそういうところを活用して、今、最先端の研究がすぐこういう議論につながるような仕組みをつくってほしいということ。国総研もそうですし、実は日本の国内については京大防災研の中北さんが代表になって、日本国内の河川流域単位について洪水の危険性、要するに異常現象の解析とか、渇水がどうなるかとかという、少なくとも最先端のデータを使って日本国内の評価をする。それから、茨城大学では日本近海を含めた高潮の研究をする。この研究プロジェクトは大もとが気候モデルの向上になっているので、予算は文科省のほうから出るんですけれども、成果の河川分野への応用研究を支えるようなシステムをぜひつくっていただきたいというのが1点です。

もう1つは、私もこの2回さぼっておりまして、見せていただいて、資料1-1の2ページの括弧の中にある前々回の議論で被害を最小化するという観点。それから、住宅や農地など、土地利用に応じて安全度を変える。それから、前回の根本的な問題。これが全部関連していることは、被害を最小化というのは確かにそうなんです。それが土地利用と関係すると思いますけれども、最小化にしても被害を受けるところがあるわけで、その被害を受けるところをどうするかというのが対になってないと、これは誤解を受けるということか、最小化の議論だけすると、じゃ、被害を受けるところは犠牲にするのかということに

なるんですね。

最小化のために、被害をうけるところをいかに被害を少なくするか。従来よりは少なくとも悪くしないとか、あるいは流域共同体という意識から言えば、守られるところ、いわゆる都市ですね、都市と農村に分けたら。都市のほうが被害を受ける農地。農地については人的被害を受けないような整備をすると同時に、被害を受けるとするなら、一般的な予算じゃなくて、被害を免れるほうがちゃんとそれに対する補償というか、手当てをするというようなシステムを同時につくるというのが非常に重要ではないかと思っていまして、被害は最小限にするけれども、被害を受けるところに対する手当てをどうするかということと同時に考えていくというのが根本的なこととも関係してくると思いますので、これは今までいろいろご研究はあると思いますので、その辺をぜひ視点としては抜かないでお願いということなんです。

最後にもう1つは、これはいろんなところで申し上げていて、申しわけないんですが、資料1-1の7ページの一番下の水や土砂等の循環システムの再生ということで、これは言葉の問題なんですけど、水や土砂、栄養塩等の水・物質循環のとしていただきたい。というのは、先ほどもちょっと言いましたが、水・物質循環と流域圏のところは、これまで水循環の健全化と言ってきましたけれども、その言い方ではなかなか水質とか、環境という問題が表に出てこないの、水とそれに伴う物質循環という意味で、水・物質循環という表現を最近使うようにしていますので、そういう言葉にもし統一できるなら、いつもその言葉を使えとは言いません。次のページの例えば水循環と土砂循環という言葉を書くのもいいんですけども、水とそれに伴って土砂、栄養塩分が動くのは、水・物質循環という言葉で統一されたら、ほかでも共通に使える言葉になるので、できたらそういう表現も使っていただきたいと思います。

以上です。

【委員】 ○○さんのご発言に多少逆らった言い方をしますが、この紙は非常によく書かれているように思うんですが、何が書かれてないのか。実は今までやっていたけれども、これから何を少し抑えていくのか、何を一生懸命やるのか、その濃淡が見えませんが、ほんとうは同じことを言っているんですが、わざと引っかけて申し上げます。ほかの委員からもご意見を承りたいんです。今まで河川技術屋さんは遊水という言葉と氾濫という言葉と同じに使っていたんですけども、どうも最近私は違和感を感じます。遊水というのは河川技術の都合で水を遊ばせて、下流の河川を破堤させないためにさせるもの。つま

り、かなり意図的に洪水を管理しているという発想があるのではないか。実際はないかもしれんけれども、私はそういうふう理解するわけです。

そうすると、水を意図的に遊ばせているんですから、そこは洪水の被害があればお金を払わなければいけません。そうすると、下流で洪水被害を免れた人は、遊水区域にお金を払っていかなきゃいけんのじゃないかということになる。ところが、河川事業が何にもしなかったら、当然に氾濫したところであり、被害を承知の上であなたはそこに農地なり、あるいは土地利用もしていたのかもしれない。つまり、どこを原点にするかという問題です。河川事業の目標が全部でき上がっているところを今まで原点にして、残念ながら100分の1の洪水に浸かったので、申しわけないけれども、お金を払って遊水区域にしますという発想になっていたのではないか。

今後、河川事業が全て完成させることはおそらくできないですね。お金もないから。そうすると、今時点を原点として物を考え始めたらどうだと。今、氾濫しているところは仕方ないんじゃないのと。それを原点に少しでもよくするという、つまり遊水の発想から自然に氾濫しているやつをどう被害を免れるようにしていくか、どういう順序でやっていくか。当然ながら、今まで氾濫した場合より氾濫量が多くなったところ、それは明らかに遊水ですから、お金を払うのは当然です。よくマスコミの方ともお話しすると、下流を何分の1にしたら流域で水が遊水していると。それは河川事業で全部引き受けて、処理する必要があるのではないか。この前、河川局の新規政策を見たら、農地を遊水池がわりにする政策という記事が出た。

そういうことで必ず金のやり取りが入ってくる話になっちゃって、今までそれで金に任せて遊水池をつくって、ダムをつくって、一生懸命堤防をつくって、足りない分は全部遊水池に預けるという発想だったんです。よく考えてみると、現在の遊水地計画の中には、ほかが氾濫していても遊水池だけは浸水していない。ただし、これは50年に一遍だけ氾濫するときのために用意しておくものだというのがある。前よりよくなっているんじゃないのなんていうのも出てくるわけですね。

ですから、これからはどこを原点にするかといったら、まず現状から考えていって、その上で必要とあらば、要するに氾濫量を増やしたところは補償する。でも、減ったところまで補償するという発想は変えたらどうかなという気がします。これを読んでいるとそれが見えないんです。

金がないときどうするか。裏から言ったら、どこは守るけれども、どこは守らないよと

か、少なくとも河川技術によって、被害を助長したところは必ず補償する義務はありますけれども、そうでない限りはよくなり方の順序がちょっと狂ったというあたりまでは御免なさいとするべきです。そこは国民の合意を得ながら、今まで住宅は最優先、農地は2番目にしましょうよと言ってきたのをどういう手続きでやるか。それを今まで全員合意になるまで、あるいは市町村長に決めていただくとか何とかって、河川行政が逃げてきたところを今後はっきり問うていったらどうか。それ以上、お金をいただければもっとよくできるけれども、金の範囲で考えれば、ここまでが向こう30年程度よというのを明らかにすることが必要なのではないか。あまりきれいごとばかりじゃなくて、都合の悪いところも少し書く。守るところは守るといのは、逆に言うと守れないところはこの程度しか守れませんよということも書く必要があるのではないか。おそらく同じことだと思いますが、ちょっとお言葉を利用して引っかけて自論を言わせてもらいました。

それから、美しい生態の環境の目標は、〇〇先生に前から言われていて、自分自身がわからなくて、いまだに解はないんですけれども、ただ環境の目標という言い方がちょっと誤解を招くのかなと。河川技術屋からすると、計画高水流量を何トンにするって、その延長上で環境の目標って書いちゃうと、アユをこれから何千匹上らせるというほうに話がいっちゃうと、おそらく先生方の考えと違う方向へいっちゃうのではないか。事務局の説明では先ほどいろいろサジェスションをしていただいて、いい方向が出ているようだけれども、また教えていただければありがたいと思いますし、この美しい国土の中にはそれが大きなファクターになるのかなというふうに私は思いました。

【委員】 全く国民的な発言でいきたいと思いますが、私、川を回っていて、河川局は河口堰と言うのに、農水省では頭首工と言うと。そういう名前が変わっているだけじゃなくて、物の考え方と河川工学に対する考え方そのもの、これまで培われていた思想とは言わないけれども、そういうものまでもちょっと違うんじゃないかという感じを持ちます。

これが一番大事なことは、今、〇〇さんがあえて答えられなかったのは、環境省とか農林水産省とか、できれば経済産業省まで、ご一緒に環境問題を考えるというオープンな議論にならないと、河川行政だけではとても持ちこたえられない。それだけ複雑になっており、災害は自然現象じゃなくて、社会現象として扱う時期が来ているんじゃないかというふうに思います。環境はなかなか難しいんですけれども、私個人的に見ては、防災の知恵こそ環境に役立つ知恵なんじゃないかなというふうに思っています。

〇〇先生が技術のことをおっしゃいましたが、各工事事務所を訪ねると、必ず危機対策のときにはこのセンターに集まって、情報はここで集めて、ここを1度介するんですよという立派な部屋を見せていただくんです。私は新聞記者を長くやっていますから、何かあればすぐ現場に飛ぶ。それは長いことの常識だったわけです。洪水があれば洪水現場に飛ぶというのが、これまでの河川のあり方だったような気がするんです。

ところが、テレビのところにみんな集まって、これから情報を分析しようとかいうふうになると、これは画像の中です。私、ここに出席して一番ありがたかったのは円山川の水害のときに視察に行ったときですね。現場に行かなければ聞き取れない話というのは確実にあるわけです。洪水から学ぶということのほうが私はとても大事なことだと思うんです。洪水から学ぶんじゃなくて、計算、シミュレーションの中から判断するというのは、〇〇先生が心配されるように法学部の判断であって、河川工学の判断とはちょっと違うような気がしています。実際見てみますと、そんな不安がでてきて仕方がないというときがあります。

前回の会議で、〇〇先生がこれまでと違ってお金もないし、時代が変わっちゃったんだから、その時代に合うような物の考え方も必要じゃないかしらというようなことをずばりと言われたんです。それに関して私はとても感銘を受けました。これまでの治水対策の中にむだがないとか、やり方は間違っていないか、そして再生機能を果たせるもの、再利用するものはどこだったのかとか、すべての見直しをかけるいいチャンス、これをいい好機だというふうなとらえ方、それが前向きなこの審議会のもう1つの考え方であってもいいような気がいたします。

以上です。

【委員】 私も河川については、環境ですとか、河川工法の取材の範囲で知り得ているところなので、ちょっと全体像が把握できてない点があるかもしれませんが、その中でちょっと発言をさせていただきます。

きょうの資料で2つの切り口がありまして、治水・安全と暮らしということなんですけれども、この2つの話というのは表裏一体のところがあると思いますので、この安全・治水のところにおいて環境のことをどのぐらい配慮されたのかとか、暮らしのことがどのぐらい入っているのかということが、もう少し説明されてもいいのかなというふうなことを感じました。

治水に関しては1番のところ、文言についても戦略ですとか、システムという言葉がか

なり目立ちまして、ここはちょっと暮らしと乖離しているようなところを感じ部分もありまして、私どもは報道でこういう資料をいただいて、新しくこんなふう安全のために整備しましたというふうにいただくと、わりときれいにはなったんですけども、どんな点が治水的にいいのかとか、すばらしいのかというふうなソフト面の内容がちょっと見えてこないところがありまして、多分いろんなことが検討されてできたんだというふうには思うんですけども、それがなかなか伝わらないところがあるのかなということを感じていますので、治水と自然との調和といいたいでしょうか、そういう点がもう少し近いところで発信されるといいのかなというふうなことをちょっと感じています。

もう1つは、地元の建設会社さんなどが協力をされて、ただ、そこは随分数が減ってきているんだというお話もありましたけれども、今、企業は随分CSRということに力を入れていまして、自分たちができる貢献ですとか、こういう災害時のボランティアですとか、いろんなことを持っていらして、その企業の社業を生かしたCSRのメニューのようなものを結構お持ちだと思えます。ここは地域を超えて何か機材を出せるというところもあると思えますし、人が出せるというところもあるかと思えますので、河川側から呼びかけ、緊急事態だけではなくても、個別の企業が大手、中小企業を問わず、何かかかわられるような窓口を発信するというのも1つなのかなというふうに思います。資料の中では、今の現状をレポートしていただいているわけですけども、これから何かかかわりたいですとか、接点を持ちたいという方への発信があってもいいのではないかなということを感じました。

まず、この2点を感じましたので、よろしくお願ひします。

【委員】 それぞれの委員の先生方がそれぞれに立ちを感じているんだろうというのが伝わってきて、私も何となくというか、ちょっと最近疲れていましたけれども、全体にこの資料1-1につきましてはここ数年のいろんな研究会の報告とか、委員会の報告とか、そういうものを集大成的に集めて、今後、これでやっていきますという感じなので、それほど新しい話はないんですよ。そういうところで刺激的である必要はないんですけども、そういう総括的なものなのかなというのが全体についての感想ということになります。

それで、少し気になる点は、資料1-1の1ページ目、それからこちらの1-2に二本立てで書かれているんですけども、気候変動という話がドーンと出てきて、気候変動による海面上昇とか、集中豪雨の激化が懸念されているということを中心に書き切っておら

れるんですけれども、仮にこれがほんとうにそういうふうには断言して言えるということになると、これは大変なことで、河川行政の前提条件がむしろ変わってくるといいますか、もっともっと重要な話であるということで、行政が大きく考えていけない話だと思っんです。ですので、そこはちゃんと裏づけがあるのかということと、少子・高齢化の話なんかとは性質の違う前提条件の大きな変化だろうと思いますので、あまり断定するのちょっとどうかなという気がしまして、裏づけの話を少し伺いたいということが1つです。

それから2点目ですけれども、河川行政については基本的にはかなり誠実な行政だなというふうに思っていて、いい行政の部類じゃないかと思っはいるんですけれども、すっかり時代が変わったりとか、前提条件が変わったりする中で、もうちょっと見晴らしのきく政策を打ってほしいなという気持ちがとても強いんです。

そういうところができ切っていないなという感じがございまして、まず1点はこちらの1-2の資料ですと、国家レベルの機能の保全とか国家的な機能が、5ページにもありますが、社会経済活動にいろんな深刻なダメージが国家レベルで及ぶんですよというような話が出てくるんですけれども、これはどういうつもりでこういう言葉を使っおられるのかというのが、ちょっと言葉だけが浮いているんですね。

例えば荒川とか、ゼロメートル地帯云々という話を念頭に置っおられるんでしょうけれども、そういうところが浸水すると、国家レベルの機能が阻害されるから、最後出てくる政策の答えというのは、ハード整備を基本とするソフト対策を有効に組み合わせる流域一帯とかいうと、この間がすごい飛んでいるんですよ。行政としては従前言っているとおりの話であり、やっぱり堤防をつくるのかという感じがするわけで、そこは言葉をもっとちゃんと詰めてもらいたい。

それから、私が思うのは、国家レベルの話をするときにもっと経済の話とか、金融レベルの話とか、政治レベルの話、交通手段はどうかとか、そういうことをもう少し細かく砕いて書いていただいて、行政として何ができるのか。先ほども少しお話がありましたけれども、その中で河川としては堤防をつくるということが出てくるのかもしれませんが、そういう全体の中での位置づけがないと、言葉だけ使っ堤防をつくりますというのでは正当性がないなというふうに思っます。

金融機能というのは、突然、東京証券取引所の写真が出てきたりして、ちょっと恥ずかしいんですけれども、そうじゃなくて、そういうことを守りたいんだったら、建築物をどうするかとか、土地利用をどうするかとか、政策をどうするかとか、それからあと大前

提は多分、そういう自然災害がいろいろあるというときに、どのぐらいの価値判断でそういう安全対策をするのかという、安全概念そのものが多分問われなくちゃいけないで、河川屋さんは絶対守るんだと言うのかもしれないけれども、守らないという選択肢だってあるし、どのくらい守るのか、それからほかの災害との関係で投資配分はどうなるのかとか、そこら辺が気になっているわけで、そのあたりの配慮がないと従来どおりだなという印象が大変強いと思います。

ただ、もっと見晴らしがきくかもしれないという点でいうと、そういう経済美的な議論をもっと入れてほしいということが1つと、それからあと土地の利用の仕方に応じて、安全度が違うものをセットしていくというのは1つの方向性だと思うんですが、だとすればそれをもっとちゃんと書いてほしいといえますか、具体的に何をやるのかという話が、先ほど手続きの話も少し〇〇さんが言われたんですけども、それをどういう形で制度化して、正式なものじゃないにしてもつくっていくのかということ、リップサービスみたいなところが多いんですね。建築上の災害、危険区域の取り扱いをどうするのかといったって、これ1つだって、これだけでもほんとうにちゃんとやるというのは大変なことで、そんなのは言っているばかりで全然やらないので、少しイライラするということがございます。

あと、細かいことが少しあるんですけども、すみません、ICTというのがよくわからないので。突然、この言葉がはやっているんですけども、この間、別の役所でICTでボヤージュとか言っていて、どこかに乗り出すみたいな話らしいんですけども、どういふことで突然これが出てきて、こんなにはやっているのかというのが不思議なので、教えていただきたいということです。

【分科会長】 気候変動を簡単に説明、それからICT。

【事務局】 気候変動につきましては、気候変動に関する政府間パネルというのがございまして、第4次の評価報告書がまとまっております。その中の第1作業部会が自然科学的根拠の公表というのを担当してございまして、今年の2月2日にそれが発表されております。

その中身なんですけれども、ちょっとここにありますが、前にも若干ご紹介はしたんですけども、温室効果ガスの増加が温暖化の原因とほぼ断定したと。それから、今後100年の見通しなんですけれども、環境の保全と経済の発展が地球規模で両立する社会、ですから温暖化ガスがあまり出ないようになっている、かなり環境面で規制された社会にお

いては温度上昇は1.1度から2.9度、平均1.8度というふうに見られています。それから、化石エネルギー源を重視しつつ高い経済成長を実現する社会、ですからこのまま使い続けるという社会だと思えますけれども、これが2.4度から6.4度上昇すると、平均で4度というふうに言われおきまして、今後100年の間に今言いましたいい環境ですと1.8度で、このままいくと4度上昇するということがレポートとしてまとめられておきまして、それが国際的な承認事項になってございます。

今言いましたような前提条件からすると、水面の上昇というのは環境の保全を図った場合に18センチから38センチ、その一方で、今のままいくと26センチから59センチというようなことも予測されてございまして、これは科学的な予測でそういったデータが出ております。そのほかにも熱帯低気圧の強度が強まるとか、積雪面積や北極、南極の氷、海氷が縮小するとか、そういったことが予測されておきまして、そういう観点からしますと、学術的にも国際的に認知された報告書として今言いましたようなデータが出ていますので、おそらく間違いない見込みではないかというふうに思っております。

それから、ICTの話でございませけれども、インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジーという技術だそうで、従来はIT、インフォメーションのテクノロジーとか、そちらが重視されてございましたけれども、双方向性というのが最近すごく注目されておきまして、例えばWeb 2.0なんていうのも出て来始めておきまして、双方向でいろんなものをやり取りして情報を蓄積していくとか、そんなシステムなんだそうですけれども、そういう技術がかなり高度化してきたというのを受けまして、政府の全体でイノベーションというのを今議論する場がありまして、イノベーション25といひまして、2025年の状態ではどんなふうな先端のいろんな技術を使って、どんな社会になっているかという予測もございました。

そんな中でも、こういう技術を活用していくことがうたわれてございませし、国土交通省の中でも今イノベーションの戦略本部をつくりまして、今後の我々の国土交通行政をそういったものを活用してどういふふうに変えていこうかという議論をしておきまして、そんな中で今申しましたICTというのがかなり注目を集めておきまして、どちらかという自分たちが使うというだけじゃなくて、双方向で国民の皆さんとか、いろんなユーザーの皆さんと行政がいろんな情報を共有するためのツールとして注目を集めているということだと思います。

【委員】 ありがとうございます。気候変動の話は、もしそういう大前提がとれるとい

うことになる、もっと大風呂敷を広げた大きな議論ができますね。今回はできないかもしれませんが、そうするともっといろんなことが自由に議論できるかなというふうに思います。

それから、さっきちょっと言い忘れたんですけど、同じ話かもしれませんが、こちらの資料1-1の4ページのところで、災害時において国が果たすべき役割という箇所があるんですけど、ここはとても大事な話で、技術力という言葉を使っておられますが、専門性ということで、国が適切に関与するということが必要であるということはおかねてより申し上げているところなんです、書き方が2つ目のポツもそうなんですけれども、結局、大規模な事業の実施とかという話、それから財政面の支援とかいうふうになっていて、河川局に足りないのはそこをもうちょっと制度化するという話で、もうちょっと情報官庁的な政策立案に踏み込んでほしい。事業実施にとどまらないで、もっとそういうところの仕組みを考えてほしいので、もう少し積極的に書けないかなということがあります。そこは法制面でももう少し考えるということが必要ではないか。単純に危機管理ということだけではないんです。

昔、自衛隊の話をされましたけれども、自衛隊も昔は税金泥棒とか言われて、ほんとうにちゃんとそんなに認知された存在じゃなかったですよ、10年ぐらい前までは。ところが、ずうっと一生懸命災害対策をやったら、いつの間にか自衛隊の人、ほんとうにありがとうとかというふうに空気が変わったわけで、国とか建設会社のイメージが悪いという話もあるんですけど、その人たちもそういうふう地道な努力をしてアピールをして、少し制度化して行って、いろんなことができるんですよということが認知できるように、もっと繰り返し繰り返し、ここの資料も結構充実していると思いますけれども、そういうことをやっていくということが大きく変えていくということになるんじゃないかと思うので、ぜひやっていただきたいと思います。

【委員】 実は私、国交省の中で道路の委員もさせていただいているんですけど、道路と川とを比べると、正直申し上げまして、川というのは非常に難しいと感じています。というのは情報発信という意味においてです。先ほど治水のためのコストカットの手法に関する資料がありましたが、道路の場合は2車線を1車線にしますというだけで、なるほどこれで何兆円安くなるというのがわかりやすいんですが、川のことをきちっと国民の方々に伝え理解してもらうということは難しいなと思っています。

この間、2回の会議で、私は地域に根ざしていらっしゃる方を情報発信の媒体として活

用しましょう、そういう方を育てましょうというお話をしてきたんですけれども、様々な難しい情報を地方からきちっと発信していくということがより重要になると思います。先ほど〇〇さんもおっしゃいましたけれども、こういう施策をとったのはどういうリスクをカバーするためで、どういうリスクは目をつぶったんだというようなことも含めて、きちっと情報を発信していく機能がより必要になってくると思っています。

非常に細かい例で恐縮なんですけれども、この間、気になりまして、隅田川を何度か船で往復いたしました。隅田川にはふだん使わない船着場が幾つかあります。そこは調査船ですとか、臨時便があるときはかぎが開くんですけれども、普通は施錠した状況になっております。荒川にもあると思うんですけれども。実は、レジャーボートとか、チャーター船のためにある船着場ではなくて、災害時、緊急時に川をライフラインとして使って、そこで物とか人を運ぶためにあるんだということなんですけれども、そんなことはどこにも書いてない。周りを囲んでいるところにその意味合いの1つも書いてないんですね。ここはそういうためにあるんですよということがインフォメーションされるだけで、何のためにこの隅田川自体を守っているんだということが伝わってくると思うんです。

それは細かい例ですけれども、全体的に中央からもきめ細かい情報発信が必要なのではないかなと思っています。

以上です。

【委員】 水辺空間の多様な機能のうるおいのあるまちづくり・地域づくりについてまたお話をさせてもらいたいのですが、1-1の資料を見ておりますと、7ページに、河川空間の再生とか、「川の駅」とか、地域を人々自身が伝える仕組みづくりというのがあります。であるとか、これを見ていると、予算中心に何ができるのかという、予算中心の考え方のように見えました。

今、いろんな省庁で観光というテーマが取り上げられていて、例えば道路でも、共同参画でも各委員会でも必ず観光が出ています。観光とか地域づくりを多元的にやっていくのはとてもいいことだと思うんですが、やはり、それぞれでしかできない観光、地域づくりを考えていくべきです。そうすると、河川でしかできない地域づくりには、私は1つ、許認可か、規制緩和というとらえ方があるのではないかと思います。

さっき加えていただいたこの写真なんですけど、これは、きのう私が撮ってきた写真です。一番左上の写真がこの2月に私が移転したオフィスの部屋から撮った写真で、今、桜が真っ盛りで、真ん中に走っているのは観光ライナーです。この対岸にある白い、四角い箱み

たいなものはフローティングボートといいまして、お花見の間だけ出るボートです。右の2枚の写真のようにこの上でお食事をしたり、夜、お酒も飲めたりするわけです。こういうちょっとした仕掛けがあつて初めて水と桜、水と緑と人が一体になった潤い、この資料の中にあるにぎわいの空間が創造できるわけです。

ただ、これを1つ出すのにどれだけの努力が要るか。これは21世紀協会という財団法人の企画ですけれど、財団法人というのも私たちから言わせると役所ですが、役所が役所から認可をとるのにこれだけの苦労があるのかなという話を聞きました。認可とはちょっと関係ないんですが、例えば左上の写真のこのフローティングボートと川岸の間に、ちょっと写真で見にくいかもしれませんが、柵がしてあります。これも大川のほとりにずうっと80センチぐらいの柵があつて、この間だけちょっとかぎをあけて入れるようにはしてあるのですが、柵の下は絶壁になっています。乗りおりするために、干満の差がありますので、可動式のブリッジが取りつけてあるのですが、例えば絶壁じゃなくて、これが階段であれば、もっといろんな船が着けるわけです。

強いて言えば、この柵さえなければ人は水辺に近づける。役所としては安全性の問題があると思うのですが、階段を下までおりていって、落ちる人があればどうするかというと、これはやっぱり自分で気をつけてもらうしか仕方がない。国民も自己リスクで行動する時代になったのではないかと思います。

それから、認可の問題ですけれども、当然、1つ認可をして、1つ認可をしないというようなことは難しいと思うんですが、一元的にすべてがノーというのが今の河川行政のように見えます。そこは役所の判断でいいものは認可をする、悪いものは取り払ってもらうという、そういう判断力もこれからはあつていいのではないかな。それでなくて一元的にノーであれば、法律と条例があれば役所は要らないわけですから、役所ももう少し考え、判断をして、河川行政を柔軟にしていってもいいのかなと。ただ、それが一律に難しければ、よく今言われていますタウンマネジメントのように、地元の企業と住民・市民と役所が一体になって、リバーマネジメントする組織もあつていいのではないかなというふうに考えます。

こういう柵の問題とか、ボートの認可の問題というのはほんの一例ですが、これからは住民参加というのは川だけに限らず、地域づくり、国づくりのキーワードになると思いますので、この報告書の中で、もし規制緩和をしていく考えが事務局にあれば、例えば「柔軟な法整備」であるとか、「弾力性を持った河川行政」であるとか、その方向を盛り込ん

でいただけたらと思うのですが、いかがでしょうか。

【委員】 前回、建設業者のことを申し上げましたら、今回、光を当てていただいて、従来どおりでいいとは限りませんが、今、地元の建設業者が持っている力みたいなものが1つ議論に今後なっていけばありがたいなというふうに、今回提案いただきまして思いました。

それと、この中で私はいつも地元のインフラをつくるときに、協働のまちづくりって今〇〇さんが言われましたけれども、そういう形で言うところにインフラ自体が協働のインフラという発想をしたいと思っております。道路をつくる、または公園をつくるというときには、事前に市民の人たちに、それを維持管理してもらおう人たちがいるという前提で整備をしていこうというふうに思っております。その面では、この1-1の5ページに「新たな公」という言葉が書かれておりました。公というところの切り口が協働のインフラという面での道なのかなと、私自身は今行政をやりながら考えております。

だから、この中で維持管理や、また環境とかまちづくり、暮らしという形に取り組みながら、この部分を今言われたように、もっと初めの段階から取り組んでからハード整備というものを考える。パブリックコメントではありませんけれども、そういうようなものが必要なんじゃないかと思うし、また残念ながら、今、河川、また皆さん努力されているけれども、やっぱり出身は土木や河川の方なので、川を遊ぶという形でされている経験をほぼお持ちの方がいらっしゃらない。その中でこれからの河川整備をどうするかという議論なので、だからそういう知恵とか、またはそれを持っている人をどんどん整備の中に取り込むという仕組みづくりは、もっと大胆にやればいいんじゃないかというふうに思っております。

それから3つ目に、遊水池ということ、先ほど川の整備ということがございました。今、私の町で、一番初めにお話をさせてもらいましたけれども、遊水池を今100町歩つくらせてもらっています。これは説明を受けまして、100分の1という河川の中にあえて、この災害を受けましたので、中上流域の私の町でしかできないので、約100町歩の従来の、今の水田を意図して二線堤的な遊水池をつくるという形で、いざというときに下流も含めここで一たん水を受ける形によって災害をなくす。これはまた発想の転換で、これが河川としては最も安い整備になるだろうというご提案をいただいたので、農家の方を説得して、今、その方向になっているということなので、これは1つのあり方だろうと思いません。

その面で1つ、先ほどコストの件、経済性のことがございましたので、1つ私も知りたいなど。逆に、今の私の町で100町歩のことをあえて遊水池としてある程度そこをやるコストと、そうしなかった場合のほんとうの本格的な水防としてダムをつくるのか。いろんなことをする、そのコストの差がどれだけコストパフォーマンスとしてあるのか。これを1つ提示すると、この意味合いがもっとわかってもらえるのではないか。私はこれが一番有効で、かつこれからの河川行政の中で何かあって、ほんとうに短時間で早く解決をしなければいけないときに一番早い解決になるだろう、またコスト的にメリットになるだろうと私は想定しまして、それを大賛成という形で今進めております。その面で数値的に示されると、この意味合いがもっとはっきりしてくるんじゃないかというふうに1つ思っております。

それから、私自身はカヌーをやったり、川は遊ぶものであります。だから、日本橋の下の川でカヌーに乗りましたけれども、整備の中で、今言ったように段差をもっとやるか、それからフローティングポンツーンという、こういうのがあると水位が変わったときにも、要するにいざというときもすぐに川に乗れる。こういうのはヨーロッパでも普通にあるんですが、せっかく整備をされるならば、そういうものを利用していかという、これは細かいことですが、こういうものは実際に遊んでいる人、また世界を見ている人が随分いっぱい知恵として持っているので、そういうものをぜひ取り入れての整備にすると、川に住民・市民がもっとかかわっていけるチャンスになるんだろうと思います。そういう人たちの知恵をもっともっと大胆に取り入れるところがあってもいいのかなというふうに今日思いました。

以上です。

【委員】 河川局から中期展望に立った今後の治水対策が出てくるのであれば、まず前提になる条件が幾つかあると思います。天候異変も前提の一つです。先ほど〇〇さんからお話がありましたが、北極・南極の氷山が解けはじめている。ヨーロッパも異常気象で寒暖が激しく、渇水があったり、大雨が降ったりという、この傾向は避け切れないと思うんです。それから、国家財政的に今後は、大きな投資はできないというのも前提条件になる。人口がこれから減っていくだろうということも前提条件になるだろうと思うんです。

そういった前提条件を踏まえて、何をテーマに考えていくかとなれば、先ず人命救助、人命を危険にさらさないというのが治水対策では一番大事なものだろうと思うんです。治水に関して人命に危険を及ぼすのは、堤防が決壊するとか、大水が出て浸水する。それか

ら、土石流という問題があると思うんですが、この土石流というのは正直言って防げないと思うんです、日本の国土の形から見ると避けられない。とすれば、とにかく堤防の決壊とか、ゼロメートル地帯の浸水を避けるということが第一目的になるのではないかと。

それから、限られた予算の中では、ある程度災害と共生するという姿勢はやむを得ない。一例を申し上げますと、私は、不思議と思いました。今回の能登の地震で家のつぶれ方を見ていると、神戸の地震よりひどい、屋根がぺしゃんとつぶれている家が並んでいる。それで、1人も死んでないんですね、燈籠が倒れてきて一人亡くなっただけです。あれが不思議でしょうがない。何か特殊な家の仕掛けがあるのかなと思うほどです。逆に言えば、家がつぶれても死なないような家というのがあるんだと思うほどです。個人的な体験ですが、私の母親は滋賀県の生まれです。母が近江八幡に暮らしていたころは、必ず琵琶湖というのは1年に何回か増水で浸水するので、浸水を前提にして家の軒先に船をつったりしていましたよ。浸水になると船で移動するということ。

なぜこのように言うかということ、限られた予算の中で絶対浸水しないというような対策はできないと思うんです。従って、浸水しやすい地域については1階には電気設備なんかはつくるなとかいったことを、もっと徹底して指導することも非常に大事だろうと思います。

私は、毎週、東京と大阪を行き来ばかりしているんですが、天王洲から芝浦を通つてくると、高層のマンションが次々建てられている。この少子化というのか、人口減少の中で、東京だけに人が集まるのかなと思って不思議でしょうがないんです。保育所とか学校をどうするんだろうと思うんだけど、人口の集中をある程度コントロールするのが国の行政の1つの責任じゃないかなと思うんです。これは個人の権利の制限があったり、難しいことはありますが。この地域は浸水しやすい地域だと指定しておく。住む人はそれを覚悟しておくことも必要です。完璧な治水対策をとろうと思うと、お金は幾らあってもできないと思うんです。

だから、国の政策として、まだまだ集中してくる東京一極集中の状況を防がないと、飲み水の問題まで将来困ると思います。このように集中すると災害が起こったときにも大変なことになるだろうと思います。中期的な展望に立ってすべて見直していただきたい。

もう1つは河川というのは日本にとっては非常に貴重な観光資源です。河川の美しさを保つことを治水という枠の中でも考える。少なくともコンクリートの暗渠のような、溝か川かわからないような川にするのは避けて、土の堤防にして、花も咲かせるようにすると

ということが美しい日本づくりの基本になるだろうと思います。もちろん人命を安全にするというのが、治水対策の一番大きい目的だろうと思います。

人間がいる限り自然を破壊するのは仕方がない。私は昭和26年、高校生でしたが、黒部川へ行ったことがあります。きれいな川に感激しました。その後次々とダムができて余程上流へ行かないと、水がほとんど流れていないような黒部溪谷になってしまいました。人間にとって便利な何かをやれば自然というのは崩れていくのはやむを得ない面はありますが、これからの治水はああいうやり方は通らないと思うんです。ぜひ治水と川の美しさを両立させながらやって頂きたい。

これだけいろんな先生方がいらっしゃる、すべての意見を入れて案をつくるというのはとても難しいだろうと思うんです。行政はあいまいなことは実施できないんだから、「これでいきますから納得してください」という説得をするぐらいの覚悟で具体的な案をつくっていかないと、結局、何もできない中途半端な案ができてしまう危険があるんじゃないかと思うんです。

以上です。

【委員】 気候変動のところなんです、この扱いで私としてはいいかなと。気候変動に関する調査研究の推進という施策としての挙げ方であり、先ほど〇〇さんもおっしゃったんですけれども、IPCC等々出ておりますが、トレンド的にはそういうことでしょうけれども、河川行政の中で扱う局地の特に洪水とか、渇水とか、そういうものについては先ほど〇〇先生もおっしゃったんですけれども、定量的評価というものについては今いろんな形でなされていて、日本全体というくくり方ではなく5キロとかそういう細かいグリッドの形で定量評価がなされ、それに対応する形で検討していくということであれば、それを長期計画や施設設計に反映させたような気象に関する調査研究を推進するという、このくくりの扱いの展開は、この5年間という扱いにおいても必須なとらえ方じゃないかというふうに思っているところでございます。

それから、河川と下水道の連携というところで、特に内水の問題を扱ったところがあって、聞くところによると特定都市河川浸水対策事業という、ああいう下水道と河川と自治体というものが、かなり施策協議なり連携等々する事業が選ばれて、進められているというお話を聞かせていただいたんですけれども、ああいう形のものの採択基準はどうなっているのか、それは場合によっては拡大できるような方向で考えられるのか、そうであれば、ここに挙がっているやつについては推進をするという取り扱いがベターかなという気がい

たしました。

それから最後、流域の水循環というときに、いつも我々はこの言葉、健全も含めてあるんですけども、非常にアンノウンあるいはアンタッチャブルな領域に地下水とか、農業関係のものがある。そこら辺の連携とか、データとか、管理の主体がいろんなところが入っているということで、地下水にあつては湧水もあるし、危機管理のときの水源の対象にもなるので、そこら辺の三次元的な水動態という健全な水循環というのを考えるのであれば、そこら辺の取り込みなり、そういったものをもう少し強調するような展開、そういったものが書き切れないかなというふうに思ったりしたところです。

以上でございます。

【委員】 本日の資料1-1と1-2でございますが、まず幾つかの先生から指摘がありましたけれども、私は1について、まず気候変動等というのを前面に持ってくるのは疑問に思います。わかるんですが、それは気候変動も人口減少も含めて条件の1つであつて、気候変動だけに対応した治水対策というのは、かえって国として行うべき治水対策の役割を非常に限定化したり、むしろ縮小したりということで、私はこういうやり方はよくないと思います。やるべきこととしては、むしろ大きなきちんと国としてやることと言っているだけで、対案は示してないものですから、例えば治水対策の重点化と国土の安全とか、素直にそういう言い方を書くべきだろうと。なぜかといいますと、資料1-1のサブタイトルは「安全・安心で美しい次世代型国土づくりのために」となっていますので、私はこれでいいと思うんです。ですから、1番目は安全・安心であり、国として何をなすべきかをきちんと言うと。2番目は美しいということでもありますので、これも水辺空間の多様な機能の重視とあまりいい日本語ではありませんので、例えば美しい水辺空間の再生とか、そのぐらいにしたほうが意図が明確にわかると思います。

それから、資料1-2の内容は大分ページが多いですけれども、国の事業概要の説明のような資料も大分あるので、それはほとんど要らないと思います。例えば何ページから何ページと指摘すると切りがないのであれですけども、12ページのこういうのは制度の解説ですね。こういうものは審議会の説明資料、つまり政策の説明資料としてはほとんど要らない。1行か2行あればいいと思いますので、1に関する資料は少し練り直したほうがいいのかと思います。個々に言っていることについては私は理解しているつもりですけれども、つまり1番目の国土の安全・安心に向けて、要するに一方でこういう21世紀で、しかもあまり投資力がない中で、人口減少という中で一体何をすべきなのか

ということをもう少し明確にきちんと言うということだろうと思います。

2番目でございますが、これは国民の期待も大きい部分でありますし、また河川行政に対する理解を深める部分でありますので、もう少し工夫していただいて、例えば説明資料が仮にこういう構成をとるのであれば、1のところはポツを4つを3つにまとめて、2のところはポツを3つにするとか、そういうバランスもとりながら、例えば河川空間の市民協働などとか、そういうことをイメージに出すとか、やり方はいろいろあるんだろうと思います。

私としては審議会の文章であればぜひ入れてほしいのは、前段の部分の、つまり今後は中長期展望に立って議論するわけですから、これまでの特に戦後何をしてきたのか。達成はこれはしていると。これはまだ達成できていなくて、引き続き必要であるとか、場合によってはこれは達成してないけれども、今後はむしろ落とすと。そういう選択がないと重点化にならないはずなんです。漫然と今の、つまり投資力はもうないわけですし、しかもある程度国土の利用の仕方のこういう農地、山林の宅地化とか含めての土地利用の転換がある程度落ち着いてきている時代なわけですから。ただ一方で、災害は常に起きてくるわけで、その中で一体どうするのかと。その部分は短くてもきちんとこれまでの総括と。

したがって、今後こういう点に重点化するんだというのがないと、おそらく説明にならないのではないのかなと。その中で従来、これはやるべきだけれども、できなかった分をやるんだとか、ここは引き続き重要だけれども、投資効率を入れるとどうしても選別化せざるを得ないということなのか、そこら辺が少し説明として見えていないということだろうと思います。そういうことで少し個々に議論されていることはいいと思うんですが、全体の構成と説明の仕方はいろんな工夫が要ると思います。

それからもう1つなんですが、これはここだけの話で結構ですけども、国の役割というのがあるんだと。つまり全国、災害は至るところ、どこで起きるかわからないという中で、国家としてそこに財政的な資源と人力を含めて管理しておく必要があるということだろうと私は思うんです。ですから、仮に道州制に移行した場合でも、国は河川行政はきちんとやっていくんだということを今から言うとおかないと。1つは、道州制になった場合にこれは基本的に道州に任すことなのかということなんです。道州政府に任すことなのか、国として引き続きやっていくことなのかというのは、今からきちんと理論武装とどこまで国として最終的にかかわっていくのかというのは、道州制はどういう議論になるかわかりませんが、いずれにしる現政権を含めてどなたも政治家は推進と言っているわけです。

ので、それに対応する、最後、国家として一体何をするのかという部分は絶えず言っていくのが、国の仕事ではないのかなと私は思います。

最後、これは次のような発言をするのはどうなのかなという気もするんですが、こういう治水対策の必要性がわかっていながら地域住民が望まない場合、どうするかというのは考えてもよいのじゃないかと思うんです。それはほんとうにそういうプロセスを踏んで、治水工事を地域が望んでないのであれば国は優先順序から外すと。つまり財政的な資源と人力は限られているわけですから、その選択肢のことも考えておくべきじゃないかなと。それはどういうとき、どう判断するかって難しい問題はあるんですけども、道州制なり地域の選挙で選ばれた首長を含めて、議会を含めて治水工事を望んでない場合にはしない、あるいは後回しにするという選択があつて、それは国家の責任を放棄したことには全くならないと思います。ただし、緊急災害が起きた場合には、みずから責任を持って、補正予算をつけながら人力を投入するということを言えばいいのであつて、平常時そこまで国がやるのかと。

つまり、それに対応する膨大な、ここに調査計画部門というのは仕事が増えているんだという話がありましたが、そこまで国がやるべきなのかと。具体的にどういうところを想定して発言しているのか皆さん想像つくと思うんですが、私は国家としてはそこは手を引くという議論も選択すべきではないのかと。それは国の責任放棄では全くないと思います。具体的に言えば、ある地域の地方整備局管轄内でもっと別の仕事をするべきかもしれませんし、それこそがほんとうの選択と集中であつて、そこまで地域に判断を迫るべきではないのかなと私は思います。つまり膨大に、これは例えば道路で言えば外郭環状道路もそうなんですが、成田空港を含めて国が関係する分は随分あるんですけども、どこかでそれはきちんと割り切りをつけなきゃいけないと思うんです。それがほんとうの選択と集中ではないのかなと思いますので、そういう考え方も今後要るのではないのかなと思います。

それは今回の中長期視点の中に書き込んでくださいという意味ではないんですが、それは皆さんの腹積もりとして、限られた人材と国の貴重な資源を、要するに優先順序をどう考えるかということだろうと思うんです、あくまで。ただ一方で、緊急対応のことは、国はきちんと取り組むという前提の中で少し国の役割というものも考えていく必要があるのかなという感じがいたします。

最後、すみません、1点だけ。実は先ほど近江八幡の話もありました。近江八幡は大変美しい掘割が保存されています。豊臣秀次の城下町であります、実は30年前に掘割は

埋め立てが決まっていた。汚いどぶ川になっていたんですね。決めた瞬間に、地元の
だんな衆がみずから飛び込んで清掃を始めたことで、やっと市と県を動かした。そのとき
先頭に立った方が前任の市長さんです。つまり近江商人の末裔たちが頑張ったんですね。
ということは裏返すと、全国各地実は失われた掘割、水路が多数ありまして、今でも一部
復元可能な場所があると思います。ですから、日本橋の問題が問題になっていますが、新
潟の掘割とかを含めて、萩も一部復元可能だと思いますので、そういうことを国として、
それこそほんとうの観光資源になりますので、掘割の再生・復元というのもぜひこの2の
中で可能であればということで、それは国の河川行政としてぜひそういうことも取り組ん
でほしいというのが私の願いであります。

以上です。

【委員】 先にしゃべっちゃったので、機会がなかなかなかったもので、気候変動のこと
について大変気になることがありますので、一言発言させていただきます。

気候変動に関するIPCCの予想はいろいろあるんですけども、これに関する評価と
いうのは非常に振れるんですね。ご存じのように1970年代末まで、実は戦争が終わっ
てから地球の平均気温はずっと下がっていたんです。今から30年前、日本中の多分気候
学者がこれから寒冷化で小氷期が来ると言っていたんです。30年前はそうだったんです。
それから急に温度がぼんとはね上がるように上がって、かなりの躊躇を経て今回のIPCC
の判断になっていて、でもこれだけコンピューターサイエンスも進んでいるんだから、
これで100%確実というのかというと、これは絶対言えない。自然科学者として言える
はずがない。ただし、かなりの確度でみんながそれを信用しましょうというふうになっ
ている。

日本で非常に困るのは、僕の同級生がやっておりますけれども、一方でそういうことを
突っついて、気候変動なんて来ないんだ、今、気候変動に対応したら大損するぞというこ
とを権威のある書店が権威のある形で本を出したりしているので、ぶらぶらになっている
ところがあるんです。だから、中途半端に気候変動問題を知っている人は、かえってあれ
はうそじゃないのということをしきりに言ったりするんですけども、これは基本的には
信頼するしかない。よく言うんですけども、戦略的な科学判断であり、あるいはクリテ
ィカルな科学判断でありと言うんですね。世界中がこれに乗っていきます。日本は中途半
端なことは許されないし、やめたほうがいい。ほんとうかどうかわからないけれども、や
ったほうがいいんです。

重要なのは、このときに何をイメージするかで、ここの文章に出ているのはみんな細かいことであり過ぎる。ほんとうにこれから100年たって気温が4度と言っているけれども、もしかしたら6上がるかもしれないんです。6度、7度上がれば縄文海進するんです。今から6500万年前、東京周辺の沖積地は全部海の中にあったわけで、海面が5～6メートル上がります。そのくらいのことが起こったって、だれも文句言えないわけです。クリティカルであるということは、そういうことまで想定して、政策的な都市計画変更を図るということなんです。それをやって、うんと大損しないでいい結果が出るんだったら、やっちゃったほうがいいと僕は思います。

先ほど遊水池、遊水池、都市計画を含めた総合的なというのは、僕はそういうイメージがあるからで、〇〇さんなんかの意見とほとんど100%一緒なんですけれども、そういう事態が生じたときに山間地で飢饉と水不足と豪雨が降って、何が起こるのか。中流域で水がないとき、豪雨のとき何が起こるのか。かつて縄文海進のときは、水深5メートルも埋没していたような低地で何が起こるのかというのを河川局だけではなくて、総力を挙げて想像しなければいけない。僕はまずそれが足りないと思うんです。想像してみて、その上で下水に何ができる、河川に何ができる、あるいは都市計画に何ができるということを考えるべき。

私の先走りの判断の1つは、流域全部凸凹にして小流域をつくるような形にして、上流も中流も下流も可能なところは、この間、その話をしたような気もするけれども、地区計画をかけて、1ヘクタール開発するんだったら半分は掘れ、半分は高さを2倍にする。もし万が一、100年先にほんとうに海面が上がってきたときに、100年間営々とそういう努力をしていたら、東京の沖積低地は全面が海面になるんじゃなくて、そこに大きな島がたくさんできて、その大きな島をたくさん橋がつないで、大出水があっても島の表面は標高5～6メートルになるはずですから、そこは水に浸からずに平常機能ができる。洪水があると人命、人命、人命ということを言うんですけれども、僕は洪水に実際に遭った家庭の人間ですので、その後、復興するときにどれだけ大変か。家の中は水浸しになって、経済活動なんかは再開できません。3階、4階建てだから大丈夫だろう。でも、1階、2階が水に浸かったら、復興なんてそんなに簡単じゃないんですよ。1階、2階も水に浸からないような都市計画を、100年先もしかしたらこれだけ水面が上がるかもしれないということをテコにしてやっちゃえばいい。

これは多分、お金は全然かからない。開発のときにそういう規制をかけて自分で土盛り

をして、その上に集中的に住宅をつくって、下はあけて水をためるようにしなさいというふうな規制を変えればいいだけです。かからないと言うと語弊があるけれども、ものすごい堤防をつくるとか、そういう話じゃないんです。多分、気候変動傾向に対する国家的な、ほとんどが山地で、沖積地に人口も資産もほとんどが集中する日本国が対応する創造力というのは、そういう種類の創造力だと思うんです。できるんだったら、そういうことを河川局から促していただきたい。ほとんど何のイメージもなしにこの議論に突っ込んでいるような気がします。

【委員】 ちょっと関連するんですけども、気候変動の話をIPCCを引き合いに出して、こういうところで議論するのはよくないと思います。そうすると、これはまさに〇〇さんが言ったように、危機感をあおるだけの話で、実はIPCCで出てないような日本の成果はかなり上がっているんです。それで、それは3年ぐらい前から地球シミュレーターの効果が大きいんですけども、どんどん進んでいて、ほんとうに日本の周辺で何が起るかということがかなり説明できるようになっているというか、レベルもあるわけです。

むしろ、そういうものがこれからまた進歩するわけだから、IPCCを引き合いに出すんじゃないくて、日本の最先端の研究が、せっかく河川とか水文の人と一緒に日本での影響をやろうというプロジェクトが進んでいるんだから、それと組んでやるべきで、そこでもやっぱりアンノウンがあるので、かなり今までの成果でも日本でも地域的に分けて、九州地方ではどうなるであろうとか、日本海側でどうなるであろうとかというのは、実は水資源部のほうでは水資源の影響というので、気候の専門と水文の専門と一緒にやって、河川流域単位の話始めて、もう1回やったんですけども、IPCCを引き合いに出すんじゃないくて、ちゃんと日本にもそういう研究グループがあるんだから、それと一緒にやるべきだというのが私の意見です。

【分科会長】 議論は尽きませんが、時間が押しておりまして、もう1個案件がありますから、本日はこの議題についてはこの程度にいたしたいと思います。きょうの厳しいご指摘もありましたし、質問事項もあったように思います。次回以降の資料において、この辺は再度議論していきたいと存じます。

ご多忙の中、出席いただきました専門委員の方々におかれましては、この議題についての審議は終了いたしましたので、この後の議事についてはご退席いただいて結構かと存じます。ありがとうございました。

それでは、ここで5分休憩をして、あと別の案件に取り組みたいと思います。

(休 憩)

【分科会長】 それでは、再開いたします。

本日 2 番目の議題であります河川法 4 条 1 項の一級河川の指定等についてを議題といたします。本件は先般、大臣から審議会長に付議され、同会長から河川分科会長に付託されたものであります。

それでは、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 ○○でございます。

それでは、河川法第 4 条第 1 項の一級河川の指定等につきましてご説明させていただきます。今回の一級河川の指定等は、淀川水系等 6 水系に係る 15 河川でございます。資料はお手元にお配りしております 2-1 から 2-5 までの 5 種類でございます。

まず、資料 2-1 でございますけれども、これは今お話がございました国土交通大臣から社会資本整備審議会会長への付議文及び審議会会長から河川分科会会長への付託文の写しでございます。

指定の概要につきましては、資料 2-2 及び資料 2-3 でご説明させていただきます。

資料 2-2 の 1 ページ目をお開きいただきたいと思います。1 ページ目でございますけれども、一級河川の指定等に係ります根拠規定等でございます。河川法第 4 条及び手続の流れを示しております。これらの規定及び手続の流れに従いまして、今回ご審議をお願いしている次第でございます。

それから、2 ページ目でございますが、今回の一級河川の指定等の概要をまとめております。

まず、最初の区分でございますけれども、放水路等河川工事の完成によりまして、河川の新たな創出等に伴い一級河川に新たに指定するもの、または既に指定されている一級河川の区間を延長するものが 4 河川で、計 5 km でございます。

それから、新たにダム等の河川工事に着手するため、その影響が及ぶこととなる普通河川につきまして、新たに一級河川として指定するもの、または既に指定されている一級河川の区間を延長するもの、これが 5 河川で、4.2 km でございます。

それから、3 つ目の分類でございますが、ショートカットなどの河川工事が完成し、従来の河道の治水機能が代替されたことに伴い、一級河川としての管理の必要性がなくなったことにより一級河川を廃止し、または区間を縮小するものでございます。

なお、一級河川を廃止した場合につきましては、河川として機能がある場合は普通河川

として市町村に、機能がない場合には用途を廃止して、財務省にそれぞれ引き継がれることになっております。

合計で15河川、5.1kmの増加となります。

続きまして、3ページをごらんいただきたいと存じます。上段の表は、一級水系及び一級河川指定等の年度別推移表でございます。現在の河川法が施行されましたのは昭和40年でございますが、そのときには15水系で3,731河川、31,461kmとなっております。その後、水系の指定、河川の指定等を順次進め、昭和50年には水系が109になりました。これ以降は新しい水系の指定はございませんが、一級河川の指定は河川改修事業の進捗等によりまして毎年行っております。下段の表は、最近の一級河川の指定等の状況でございます。

続きまして、4ページ目以降をごらんいただきたいと思っております。4ページ目からは、今回ご審議いただきます河川指定の一覧表となっております。15河川すべてにつきまして指定等の延長、指定等の理由を記載しております。

また、資料2-3でございますが、これは今申し上げた箇所ごとにそれぞれ略図で示したものでございますが、1ページは今回指定を予定している河川の位置、2ページ以降はそれぞれの河川の略図となっております。

以上が概要でございます。

次に、1河川ごとに指定等の理由につきましてご説明すべきところですが、時間の関係もございまして、代表の事例を資料2-4でご説明させていただきます。

代表事例として選びましたのは、仁淀川水系の新宇治川放水路でございます。この資料2-4のまず2ページ目が水系略図、3ページ目が位置図となっております。仁淀川水系新宇治川放水路は高知県吾川郡いの町に位置しており、仁淀川本川へと注ぐ支川である宇治川流域の内水被害を軽減する目的を持って整備された放水路でございます。平成13年度から宇治川床上対策特別緊急事業の一環として工事を行い、平成18年度に工事が完了いたしましたので、今回、一級河川として新規に指定を行うものでございます。

次に、資料2-5でございます。これが今回の一級河川指定のご了承が得られた場合の告示案でございます。一級河川の水系順に表1から表6として表示してございます。区分の欄には指定、変更、廃止とございますが、指定は新規に河川指定するもので、新たに河川名を含めて告示されるものでございます。変更は、既に一級河川に指定されている河川の区間の上流端、下流端を変更するものでございます。廃止は、既に一級河川に指定され

ている河川を廃止するものでございます。名称の欄には河川の名称をとり、区間の欄には当該河川の上流端、下流端を表示しております。

なお、今回の一級河川指定につきましては、既に法律に基づく関係行政機関の長への協議、関係都道府県知事の意見聴取を行い、いずれも支障のない旨のご回答をいただいておりますので、当審議会のご了承が得られれば、これを官報に掲載する予定でございます。

以上が、河川法第4条第1項の一級河川の指定等についてのご説明でございます。一部時間の都合で簡単に説明をさせていただきました部分がございますが、以上で事務局からの説明を終えさせていただきます。ありがとうございました。

【分科会長】 それでは、この原案につきましてご質問なり、ご意見なり、ありましたらどうぞ。

【委員】 一級河川の指定はこれでわかったんですが、一級の中で直轄管理区間と県等の管理区間があって、私は九頭竜川に関与したものですので、前の旧サイトのときと、今度足羽川ダムというのが新しくサイト指定されましたね。一級河川の指定は言われたけれども、直轄管理区間は前のサイトの上下何キロが昔あってという話をちょっと聞いたんですけども、直轄管理区間のそれはどういうふうに、変更とかあるのか、前の直轄管理区間はなくなるのか、それとも引き続き国が直轄管理区間とされるのか、そのあたりだけ教えていただけたらありがたいんですけど。

【事務局】 一級河川を指定しますと、おのずから管理につきまして、今、お話がございましたように、国が直轄で管理する部分と、それから都道府県が指定区間として管理する部分と両方出てまいります。今のこの一級河川の部分につきましては、今、先生からご指摘がありましたように、今回の一級河川の指定に伴いまして直轄区間の変更が必要になってまいりますので、それは同時に手続をとることになっております。

以上でございます。

【委員】 制度的なことなんですけれども、先ほどの議論とも関係するかもしれませんが、配っていただいた資料で一級河川がずうっと増えているんですね、延長も増えています。

それで、昭和30年代の資料だったかで、毎年一級河川が増えていくのが楽しみだったという河川局の方のインタビューを見たことがあるんですけども、今後、パラダイムが変わっていくということになると、一級河川を二級河川にするとかいうようなこともあってしかるべきなのかなと。あるいは予算をつけるかつかないかということで、どちらかと

いうと一級河川に指定してきたというのが実際だったと思うんですけども、それもそうではなくて、国土としての重要性といいますか、そんなところで判断していくことになるのかなと思いますが、その質問をさせていただきたいんですけども、二級河川に変えたとか、あるいは減少したとか、そういうケースというのは今まであったんでしょうか。

【事務局】 今、お話がありました一級水系、これは指定が昭和40年度から始まりまして、現在、109水系になっております。この水系の指定の考え方でございますけれども、国土保全上または国民経済上特に重要な水系ということで、そういう水系について国が直接管理するものについて、一級水系として指定しております。その中には国土基盤整備型水系としまして、将来においても国で管理するものがございます。それからもう1つは、災害対応型水系として再度災害防止等対策が完了した時点で、一級水系の指定を廃止するものでございます。ただ、現時点のところ、今、先生からご指摘がありましたような一級水系を廃止したというものはございません。

以上でございます。

【分科会長】 みんな普通河川になっちゃって、二級河川にしたものはないですね。

【事務局】 今のご指摘は、一級水系を二級水系に格下げしたものはあるかというご指摘でございますね。

【委員】 普通河川になったものもあるんですか。

【事務局】 一級水系の中で、一級河川として管理したものを廃川処分して普通河川にしたものはございますけれども、国が管理する大きな一級水系として指定したものを二級水系に落としたものはございません。

【委員】 これもちょっとは減っているのもあるみたいですけども、もっと大々的に距離が減ったりとかというのはあるかな。

【分科会長】 だから、〇〇先生のおっしゃるのは水系じゃなくて、河川のほうじゃないですか。一級水系と一級河川とあって。

【委員】 両方。水系のほうはそうですね。なくすのは大変ですね。

【分科会長】 一級河川を廃止して、普通河川になるのはあった。

【事務局】 それはございます。今回の中にも一級河川であった分を用途廃止等によりまして、普通河川もしくは廃止したものはございます。

【分科会長】 二級河川になったのは？

【事務局】 ちょっと補足をさせていただきます。先ほど災害対応の河川という水系の

説明を〇〇がいたしましたけれども、これは先ほどの話とも若干絡んでくるんですけども、大規模な災害があった際に国が出動して、従来、二級河川だったものを直轄河川で引き受けをして、災害対応で今整備をしている。これは基本的には整備が整えば、基本的に二級水系に戻すという考え方の水系と整理してございますけれども、まだその整備が全然進行してございませんので、先ほど申しましたように、二級水系に一級水系から変更になった水系はないということでございます。

【分科会長】 水系はないというのはわかったんですけども、一級河川を廃止して二級河川にしたものはありますかということはどうですか。

【事務局】 一級水系の中では二級河川は存在していませんので、一級水系の中で一級河川を廃止した場合については、普通河川になるか、もしくは用途廃止して、普通財産として財務局に移管するか、そのどちらかでございます。ですから、一級水系の中で一級河川が二級河川になるということはありません。

【委員】 この仁淀川というので、新宇治川が一級になりますよね。そうすると、古いところはどうなるんですか。2ページのところ。

【分科会長】 それはさっき説明あったけれども、もう一度。

【事務局】 これはそのまま宇治川として管理いたします。

【分科会長】 一級河川？

【事務局】 はい、そのままでございます。

【事務局】 今の宇治川について補足をさせていただきます。川として全く切りかえてしまって、もともとの川が洪水を流したり、あるいはふだんの水を担うという機能がなくなった場合は、一般的には廃川処分とすることが多うございます。この仁淀川の場合には、もともとの川がふだんも洪水時も流れております。さらに、洪水のときには洪水のプラスアルファというんですか、増分を放水路で流すという両方の機能を持っているために、両方を同じように管理する必要があり、継続して残していくという考え方でございます。

【分科会長】 ほか、よろしいでしょうか。では、結論を出しましょうか。ただいまご審議いただきました4条1項の一級河川の指定等については、当分科会として適当と認めることといたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【分科会長】 ありがとうございます。それでは、運営規則8条2項により、「分科会の議決は会長が適当と認めるときは審議会の議決とすることができる」こととされてお

りますので、本件につきましては、会長のご承認を得て審議会の議決といたしたいと存じます。

以上で審議事項は終わりですが、引き続きまして、今後審議予定の一級河川に係る河川整備基本方針について紹介があるとのことですので、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 ○○でございます。資料3を用いまして、簡単にご説明をさせていただきたいと思っております。

現在までに河川整備基本方針の策定済みの水系は67水系で、ここで紫色というか、青で示したところがそれに当たります。それから、現在審議中ということで5水系とございますが、馬淵川と庄川と球磨川につきましては、小委員会の審議は既に終わってございます。ちなみに、球磨川は11回審議を行いまして、先日3月23日に審議が了したということでございます。淀川と川内川につきましては、次回の小委員会に向けまして現在データを整理中ということでございます。これから審議をいただく川として、土器川という川がございます。この赤で示したものでございます。1枚めくっていただきまして、簡単にご紹介をさせていただきます。

土器川は香川県の中央部を流れている一級水系でございまして、丸亀市を通過して瀬戸内海に流れ込む川でございます。流域面積は126.9キロ平方メートルということで、大変小さい水系でございます。幹線流路延長は33キロということでございます。現在のこれまでの工事実施基本計画では100分の1、日雨量で325ミリということで計画されてございまして、基本高水のピーク流量は右の図の祓川橋という基準地点、赤で示してございますけれども、この地点で1,700トン。計画高水流量は洪水調節施設で調節をいたしまして、1,350トンということになってございます。

この流域の特性でございますけれども、左にありますように河川勾配が200分の1と非常に急流だというのが特徴でございます。土地利用は81%が山林で、下流部は扇状地になってございまして、そこに丸亀市だとか、そういった都市が展開しているということでございます。

これまでの主な洪水被害は下に紹介してございますが、昭和50年8月、それから戦後最大を記録しました平成16年10月、こういった出水によりまして浸水被害や河岸の侵食が発生してございます。

治水対策はこれまで実施されてきておりますけれども、河道の安定のための床止め工とか、河岸堤防の洗掘、侵食災害の防止、こういったことをやってきてございました。

この流域は雨が非常に少ないということで、全国平均1,700ミリに対しまして1,200ミリということでございます。その関係もございまして、右下の河川環境の特徴のところがございますように、瀬切れというのが起こっておりまして、川の水の流れが覆没するとか、下に潜ってしまいまして、水がふだん流れていない状態になっているところが大変特徴的な川でございます。そんな関係もありまして、流域内に多数のかんがい用のため池などが設けられておりまして、満濃池なんかが非常に有名でございますけれども、こういったものを使いながら流域内での農業等を営まれているということでございます。また、出水といいまして、堤防の人の住んでいる側に少しこういう掘り込んだところがございまして、そこから出てくる伏流水なんかをとりまして、水利用をしているという特殊な取水形態、地域独特の形態がでございます。

こういった川でございまして、次回ご審議をお願いするということで考えてございます。よろしく願いいたします。

【分科会長】 何かご質問等ございましたら。よろしゅうございますか。それでは、今ご紹介のありました水系の基本方針につきましては、今後小委員会の場で審議していくことといたします。

それでは、最後に本日の議事録につきまして、発言者氏名を除いたものとし、内容について各委員の確認を得た後、大臣官房広報課及びインターネットにおいて一般に公開することといたします。

本日の議題は以上でございます。

これもちまして、分科会を終了させていただきます。長時間ありがとうございました。

【事務局】 長時間ありがとうございました。

次回の本分科会は、4月19日1時半、場所はこの会議室ということで予定しております。よろしく願いいたします。

お手元の資料につきまして、郵送をご希望の方につきましては、そこに残していただければ郵送させていただきますので、よろしく願いをいたします。本日は、ありがとうございました。

— 了 —